

弁護士へのアクセス

——弁護士相談を中心に——

濱 野 亮

- I はじめに
- II 弁護士へのアクセスにおける弁護士相談の位置
- III 個人年収と居住地の効果
- IV 弁護士の利用経験と当ての効果
- V 弁護士相談格差を規定する2類型
- VI 弁護士の利用経験も当てもない層の弁護士相談障害要因
- VII むすび

I はじめに

筆者は別稿（濱野 近刊）で、共同研究「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（基盤研究（S）、2016年度～2020年度、課題番号：16H06321、研究代表者：佐藤岩夫）において実施された紛争経験調査（以下、「2017年紛争経験調査」または今回調査と略記）のデータに基づき、重大なトラブルを経験した場合に弁護士相談に至るか否かを規定する¹⁾要因を分析した。その結果、過去の弁護

1) 「規定する」とは、単なる連関関係ではなく、因果関係の推理を試みるという意味で用いている。また、この語は本来そのようなものとして用いるべきであろう。社会調査によって得た数量的データの分析によって因果関係を確定することはきわめて難しい。原理的に不可能という考え方もあるが（竹内 2002: iv）、設定したモデルを前提としてデータから推測できる「程度問題」である（星野 2009: 136-142）と考えるべきである。本稿は、集団における相関関係から因果関係に接近する（因果関係を推論する）作業であり（南風原 2002: 72-74）、弁護士相談の有無と連関する諸変数間の「隠れた構造と因果」（甘利ほか 2002）を探索する作業である。なお、観察データに基づいた計量社会学的分析における因果推論の特質について、筒井（2019）が、計量分析の現状を知る上で有益だった。筒井 = 前田（2017: 2-8, 200-214, 233-239）も参照。吉田 = 村井（2021）は心理学研究で重回帰分析を行っている様々な論文の問題点を厳しく

士利用経験と弁護士の当て（以下では、適宜、利用経験または単に経験、当てと略記）の有無という変数の重要性と機能が明らかになった。ここで、弁護士利用経験があるとは、質問票で回答した「『トラブルや納得できないこと』に気づいたときより前に」、弁護士に「相談や依頼をしたことがあった」と回答した場合を指す。弁護士の当てがあるとは、回答者の身近に「困ったときに相談したり、直接相談できなくても紹介してもらえる当てのある」弁護士がいて回答した場合（但し、回答した「トラブルや納得できないこと」をきっかけに知り合いになった弁護士は除く）を指す。

利用経験と当てという要因は、2005年に実施された民事紛争全国調査の紛争行動調査（以下、2005年紛争行動調査²⁾あるいは前回調査と略記）のデータ分析（村山 2009, 濱野 2009a, 2009b）により、弁護士への相談・依頼（委任）と有意に関連する重要な変数であることが明らかにされていた。今回の調査でもそのことがデータによって確認されたのみならず、経験と当ての有無、および、弁護士相談の有無の双方と有意に関連する個人属性変数として、年齢、居住地、職業が同定され、これらは経験や当ての有無と相談の有無を交絡する要因ではないこと、言い換えると、経験や当てと相談の連関は表層的連関ではなく、用いたモデルによれば直接的な因果関係があることもデータの分析によって示唆された（濱野 近刊）。加えて、これらの個人属性変数は、経験と当てという要因を媒介変数として弁護士相談の有無に影響を与えていることが示唆され、弁護士相談には社会階層的な偏りがあることのメカニズムが示された。

本稿は以上の筆者の研究の続編として³⁾、残された論点について、まず、計量的データの分析により補完する。前稿には厳しい紙幅の制約があったため、データ分析の結果や論証の中には詳細に記すことができなかつたものがあつた

指摘しているが、法社会学研究で多変量ロジスティック回帰分析を行う本稿の執筆に際しても参考になった。

2) 2005年紛争行動調査については、村山=松村編（2006）、松村=村山編（2010）参照。

3) 本稿の本誌における公表については、共同研究「超高齢社会における紛争経験と司法政策」の紛争経験調査班の承諾を得ている。承諾してくださった同班の皆様には謝意を表す。また、本稿執筆にあたっては、同共同研究に関して開催された複数の研究会における筆者の発表や日本法社会学会学術大会（2021年5月22日オンラインにより開催）のミニシンポジウム「現代日本社会における人々の紛争経験：超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト『紛争経験調査』の知見を踏まえて」における筆者の報告に対する貴重なコメントを参照している。記して謝意を表す。

ためである。次に、今回調査の記述データ（自由記述欄への回答）をも参照し、利用経験も当てもない層の弁護士相談率がなぜ低いのかを説明する仮説を提示する。

本稿で用いたデータは主として、今回調査による数量的データ⁴⁾と質的データ（質問票に記載された自由記述データ）⁵⁾である。前回調査のデータに関する分析のうち、公表文献によるものはその旨明記し、それ以外は共同研究者として当時筆者が用いた手元のデータを改めて分析した⁶⁾。

統計学的な有意性検定を行う場合は原則として慣例に従って有意水準5%でおこなった⁷⁾。標本効果量（以下、*ES*と略記）は0.1超を効果ありの目安としている。2005年紛争行動調査も2017年紛争経験調査も大規模標本に関する全国調査であり、かなり小さい効果量でも統計的な有意差があると判定される。わが国の法社会学研究では、*ES* = 0.1前後でも、差があるものとしてその法社会学的意味を論じてきたと言える⁸⁾。Cohen (1988: 7.2.3)⁹⁾の提案する慣例的な基準によれば、クロス表の独立性の検定 (χ^2 検定) においては、*ES* = 0.1は小さい効果、0.3は中程度の効果、0.5は大きな効果とされているが、研究分野や研究テーマの実質に即して判断すべきことが強調されている。*ES* = 0.1を目安とするのは本研究に関しては妥当であると判断している。

また、欠測値 (DK [わからない・覚えていない], NA [無回答]) の適切な処理が必要かつ重要であるが¹⁰⁾、その統計学的処理（たとえば星野 [2009] 参照）は筆者の能力を超えている。今後の課題とする。本稿では、原則としてDK、NAは一括して分析対象から除外したが、当ての有無に関する回答については

4) 利用したデータセットは、dispute_survey2017_20210610.csvである。

5) 自由記述情報は共同研究メンバーで共有されているMicrosoft Excelのファイルに格納されており、それを参照した。

6) 用いたデータ・ファイルは村山 = 松村 (2006)、村山 = 松村 (2010) が用いたものと同じである。

7) クロス表の χ^2 検定において、期待度数5未満のセル数が全体のセル数の20%を超えた場合は、フィッシャーの正確検定によった(2行2列の場合はSPSS Statistics ver.24、それ以外はRを用いた)。

8) 但し、わが国の法社会学研究において効果量や検定力の分析を行うようになったのはきわめて最近であり、研究が蓄積していない。

9) Cohen (1988) はKindleで参照したので頁ではなくセクション番号で示した。

10) わが国の法社会学研究では欠損値について統計学的に厳密な処理をしているケースは稀であるが、今後、この問題がきわめて重要な課題となると思われる。

例外的な処理をした¹¹⁾。

Ⅱ 弁護士へのアクセスにおける弁護士相談の位置

1 相談から委任まで

弁護士へのアクセスは、弁護士相談のみで終わるケースと委任に至るケースの双方を含む。今回の調査では委任について十分なデータが得られないので、相談したか否かについてのみ分析する。

弁護士相談の場は、一般の法律事務所以外に、自治体法律相談、弁護士会法律相談、法テラスにおける民事法律扶助にかかる無料法律相談などがある。今回調査の質問票では、自治体の法律相談、弁護士会の法律相談、法テラス、弁護士・法律事務所が、弁護士相談の機関として選択肢に掲げられているが、本稿では、「弁護士相談」とは弁護士・法律事務所への相談に限定する（弁護士への相談という表現は、この狭義の弁護士相談を指す）。自治体の法律相談、弁護士会の法律相談、法テラス（以下、法律相談3機関と呼ぶ¹²⁾）は、最初のアクセス・ポイントとしては重要であるが、弁護士への委任が必要なケースではそこから弁護士・法律事務所へ至るか否かが決定的に重要であり、その点で、両者は区別して分析する必要があるからである。

法律相談3機関は、弁護士の利用経験や当てのない者にとって一般的にアクセスできる貴重な窓口であり、彼らの利用が期待される機関である。しかし、濱野（近刊）で分析したように、現実には期待に反して彼らの法律相談3機関の利用率は低く、むしろ利用経験や当てのある者の利用率が高い。これは従来明らかでなかった知見であるが、司法アクセス政策上、対策が必要な重要な論点である。利用経験や当てのない者が法律相談3機関にアクセスしやすくなるにはどうしたらよいか。あるいは、そもそも、法律相談3機関へのアクセス

11) 2017年紛争経験調査のデータにおける「弁護士の当ての有無」については、一定の仮定を設定して推計した。その推計方法については濱野（近刊：脚注9）を参照。

12) 厳密には、法テラスに相談したと回答したケースには、法テラスの情報提供窓口で相談したケースと、法テラスにおける法律扶助にかかる無料法律相談を利用したケースが含まれる。前者は厳密には法律相談ではないが（当該ケースに即した法的視点からの個別具体的な助言は認められていない）、一般論としての法律情報の提供は行われているので、弁護士業界用語とは区別される広義の法律相談に含めることが許されると考える。

を期待するのではなく、インターネット情報から弁護士・法律事務所に至るルートを整備する方がよいのかなどが検討課題である。法律相談3機関よりインターネットの方が経験・当てなし層にとって敷居は低いかもしれない。

次に、法律相談3機関や弁護士と接触して法律相談を受けた後、弁護士と委任契約を結ぶに至るプロセスには、様々な要因が関係する。その中には、委任を本人が望んでいたり、客観的に委任が適切であるにもかかわらず、委任に至らない結果をもたらす要因が含まれている。これも司法アクセスの障害要因である。

したがって、弁護士委任の規定要因は、相談規定要因と関連しているものの、別個の分析が必要になる。

2 相談と委任の関係

委任(受任)の規定要因に関する分析モデルを構築するには、相談の規定要因に関する分析モデルを基礎に、相談と委任の間に存在しうる要因について考察を加え、モデルを修正する作業が必要である。村山(2009)によれば、前回調査データの多変量ロジスティック回帰分析の結果は、委任を規定する要因は相談を規定する要因とほぼ同様とされている。

相談を経なければ委任に至ることは通常ありえないので、自然な結果であるが、理論的には、委任は、本人の年収(個人年収、世帯年収)がより強く規定している可能性がある。高年収層で委任率が高くなるという仮説は検証する価値がある。相談から委任の過程でも、経験や当ての有無が委任率に直接的に影響を与えているのかという仮説も検証する価値がある。

このように、相談から委任に至るプロセスの実証的研究は重要である。

3 委任に関するデータの不足と本稿の射程

このように弁護士アクセスの研究にとって、相談規定要因の分析は一次的な重要性があるものの、委任までのプロセスの分析と総合する必要がある。今回調査の質問票ではこの点で十分なデータが得られないため、本稿では相談過程の分析に留めざるをえない。今後の課題とする。

Ⅲ 個人年収と居住地の効果

1 2017年紛争経験調査の概要と残された論点

紛争経験調査¹³⁾は、2017年11月から1月に実施された。住民基本台帳から層化二段無作為抽出した全国に居住する20歳以上の12,000人を対象として、質問票を郵送し、郵送による返送とWeb回答の併用により回収した。有効回収数は4,693票（有効回収率39.1%）である。

回答者およびその家族が、過去5年間に経験した「トラブルや納得できないこと」を、列記したトラブル種類の選択により回答してもらい、そのうち「もっとも重大だったもの」を回答した場合（2,074ケース、有効回答の44.2%）、さらに対応行動などについて詳しく質問した。本稿は、12年前に実施した2005年紛争行動調査との比較を行うために、この2,074ケースのうち、家族ではなく、回答者自身が当該重大トラブルの当事者である1,128ケースに限定して分析を行うものである。

濱野（近刊）と本稿の基本的な関心は、今日の日本で人々がトラブルを経験した場合に、どの程度、弁護士に相談しているのか、それはどのような要因によって規定されているのか、ということである。そして、人々の弁護士への相談をより容易にする必要があるという政策的価値判断を前提に、どのような施策が必要なのかについても検討する。これは、前記のように、重大トラブルを経験した場合に弁護士に委任すべきであるという価値判断を前提にしているのではなく、弁護士に相談して法的情報を得た上で、本人が熟慮の上、弁護士に委任しないことを含めて、対応行動を選択すべきであるという価値判断に基づいている¹⁴⁾。なお、上記のように委任規定要因はなにか、および、相談や委任の効果は何かについても明らかにする必要があるが、これは今後の研究課題とする。

次に、今回調査のデータを分析した濱野（近刊）の成果を要約する。

濱野（近刊）は、弁護士利用経験の有無により、弁護士の当ての有無が相談に及ぼす効果が異なるという特質（組み合わせ効果¹⁵⁾）と、経験と当てが相談

13) 2017年紛争経験調査全体の概要については佐藤 = 高橋 = 飯田（2021）参照。

14) この論点について佐藤（1998: 38-41）、濱野（2018b: 132-133）参照。

規定要因であることを明らかにした。

まず、弁護士相談の有無と連関する個人属性変数として年齢、居住地、職業、利用経験の有無、当ての有無が同定された。これに基づき、当ての有無を独立変数とし、弁護士相談の有無を従属変数とするモデルⅠ、利用経験ありダミー変数を追加投入したモデルⅡ、さらに、年齢、居住地、職業の各ダミー変数を交絡因子¹⁶⁾の候補として追加投入したモデルⅢ、それに当てありダミーと利用経験ありダミーの交互作用項を投入したモデルⅣ、最後に、トラブル属性(トラブル類型と金銭換算額)のダミー変数を投入したモデルⅤを設定し、これらの階層的ロジスティック回帰分析を行った。偏回帰係数の推計結果によれば、交互作用項は有意であるので、モデルⅣ、Ⅴを中心に見ていった。これらのモデルが現実の因果関係と一致しているのであれば¹⁷⁾(言いかえると、この因果モデルのもとでは¹⁸⁾、第三変数による交絡の程度は低く、弁護士利用経験経験および弁護士の当てと弁護士相談の連関は疑似相関(表層的 spurious 連関)ではなく、実質的な連関であることが示唆された。このモデルでは経験と当ては、年齢、居住地、職業の結果変数として位置づけたので、これらの個人属性要因を媒介して相談の有無に影響を与えている(間接効果を持つ)ことを示唆している。トラブル属性をコントロール変数として投入したモデルⅤにおいても当てありダミー変数、経験ありダミー変数、それらの交互作用項はいずれも有意であり、そのことは、トラブル属性の影響を取り除いても、当ての有無と経験の有無が相談率に直接的な影響を与えていることを示唆している。

次に、濱野(近刊)では、以上の分析結果に基づいて、利用経験がある and/or 当てがある層(以下、経験・当てあり層と略記¹⁹⁾)と、利用経験も当てもない層(以下、経験・当てなし層と略記)の2類型にケースを区分し、社会経済的

15) 非実験的研究において、交互作用項が有意である場合に「交互作用効果」という表現を用いることが不適切である点について、Pedhazur (1997: 492-497) 参照。Pedhazur は「結合関係(multiplicative or joint relations)」という表現を提唱する。本文の「組み合わせ」という表現は太郎丸(2005: 69)を参照した。

16) 統計的調整に用いる第三変数は分野によって様々な呼称が用いられている。星野(2009: 7)など参照。共変量、交絡因子、統制(コントロール)変数などである。

17) Pearl et al (2016 = 2019: 82) の表現。

18) 吉田(2018)の表現。

19) 「経験・当てあり」には3類型が含まれている点に注意されたい。全てに and/or と書くのは煩雑なので省略した。同様に「経験・当てなし」は and を省略している。

属性変数との連関や、トラブル対応行動の差異を分析した。その結果、経験・当てあり層は、旧知の弁護士や身近な人に紹介してもらえる当てのある弁護士だけでなく、一般的な法律相談3機関の利用頻度も高いことが明らかになるなど、興味深い知見が得られた。それに基づいて、弁護士相談に至るメカニズムについて、法律問題に遭遇・認知する段階と、認知した法律問題について弁護士にアプローチする段階を区分し、双方とも2類型間に差異があるという仮説を提示した。

しかしながら、紙幅の制約から十分論じることができなかった論点がある。そのうち、まず、個人年収と居住地が弁護士相談率に及ぼす効果（影響）を取り上げて分析する。トラブル当事者の個人年収が弁護士相談率とどのような関係にあるかは法社会的にも司法政策上も重要な論点である。前回調査では個人年収と相談率が連関していたのに対して、今回調査では連関があるとは言えないという結果となった（クロス表分析レベル）。これが何を意味しているのかを分析する。また、今回調査では、東京・大阪の居住者のみで弁護士相談率が他地域より高くなった。前回調査では、人口20万人未満の市のみで弁護士相談率が低かった。この変化の背景要因を分析する。司法制度改革の影響が現れている可能性を探りたい。

2 個人年収の効果

回答者（トラブル当事者）の社会経済的属性変数（デモグラフィック変数）などが弁護士相談の有無と連関しているかをクロス表で分析するのが出発点となる基本的作業である。先行研究をもとに性別、年齢、居住地（回答者のトラブルに気づいた時の居住地および調査時〔抽出名簿＝原簿〕の居住地）、個人年収（回答者のトラブルに気づいた時の年収）、世帯年収（回答者の回答時の世帯年収）、職業（回答者のトラブルに気づいた時の職業）、学歴（回答者の回答時の最終学歴）をとりあげた。経験の有無、当ての有無は、デモグラフィック変数とは言えないが、研究の焦点であるので相談の有無との連関を見た。モデルでは理論的に、性別、年齢、居住地、個人年収、世帯年収、職業、学歴は経験の有無、当ての有無の原因変数として位置づける。したがって、経験の有無と当ての有無は、社会経済的属性変数から弁護士相談の有無への因果経路の中間に位置する媒介変数としてモデルで位置づける。なお、前回調査の結果では、トラブル属性（トラブル類型とトラブルの金銭換算額）も弁護士相談の有無と連関していた。

本稿では、トラブル属性は、経験の有無、当ての有無と弁護士相談の有無との因果経路の中間に位置する媒介変数としてモデルで位置づける。

前回調査と今回調査について、社会経済的属性変数と弁護士相談の有無の連関をクロス表で分析した結果が [図表 1] と [図表 2] である。

二つの調査結果を比較すると、連関している変数はほぼ同じであるが、2点で違いが生じた。第一に、個人年収、世帯年収が前は相談と連関していたのに対して、今回は、個人年収は10%水準で連関しているにとどまり、世帯年収は連関しているとは言えない。第二に、回答者の居住地と相談が連関している点は共通であるが、前は人口20万人未満の市で相談が少なかったのに対して、今回は、東京・大阪で相談が多くなっている。後者については次に扱い、まず、個人年収について検討する。

この12年間でトラブル当事者の個人年収と弁護士相談の連関に変化が生じ、連関が消えたのかというのが問いである。疑似無連関かもしれないので、この点を吟味するのが最初の作業になる。

まず、個人年収の位置づけを理論的に考えて因果モデルを作る。個人年収は、他の社会経済的属性変数と異なり、変化しやすく、性別、年齢、居住地、職業、学歴を原因変数としうる結果変数と位置づける。但し、このうち性別、年齢、学歴は、職業の原因変数と位置づける。いずれも職業と連関しており、かつ、時間的前後関係(若年層や高齢層で無職が多い点を含む)に鑑みれば、それらは職業の原因と想定する。したがって、職業はそれらと個人年収を媒介する変数である。居住地と職業の間の原因・結果の方向は明白ではない。学歴は、性別、年齢を原因変数とする結果変数として位置づける。

そこで、性別、年齢、居住地を外生変数とし、個人年収をそれらおよび学歴、職業を原因とする結果変数(内生変数)とし、個人年収が媒介変数として弁護士相談に影響を与えるというモデルを作る。その因果モデルが [図表 3] である。個人年収と弁護士相談の間の因果の中間経路に存在する変数²⁰⁾は当面設定しない単純なモデルによって因果の構造を探索する。個人年収と弁護士相談の中間経路にある変数を投入するモデルでは、個人年収の偏回帰係数は、中間経路の変数を経由しない直接効果のみを表現し、総合効果を示さないから

20) 先行研究の知見を踏まえれば、弁護士利用経験の有無、弁護士の当ての有無、トラブル属性は、個人年収と弁護士相談の有無の間に存在する媒介変数の重要な候補である。

【図表 1】 弁護士相談と個人属性などの連関（2017 年紛争経験調査）

	<i>p</i> 値	<i>ES</i>	「弁護士に相談した」が多い	「弁護士に相談した」が少ない	<i>n</i>
性別	0.852	0.006			1061
年齢（回答時：7 区分）	0.009	0.127	70 歳代	20 歳代	1061
居住地（トラブルに気づいた当時：4 区分）	0.166	0.070			1025
同（原簿：4 区分：都市規模）	0.998	0.006			1061
同（原簿：3 区分：東京・大阪、高裁所在地、高裁不所在地）	0.024	0.084	東京・大阪		1061
個人年収（トラブルに気づいた当時：5 区分）	0.090	0.089			1011
世帯年収（回答時：5 区分）	0.344	0.068			961
職業（トラブルに気づいた当時：6 区分）	0.009	0.120	自営業主・自由業者、無職	常時雇用	1039
学歴（回答時：6 区分）	0.479	0.066			1031
弁護士利用経験	0.000	0.316	利用経験あり	利用経験なし	932
弁護士の当て	0.000	0.253	当てあり	当てなし	1042

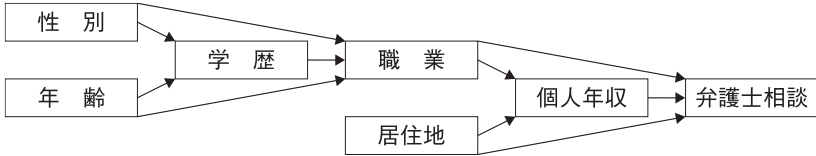
注：ハイライトは、 $p < 0.05$, $0.1 < ES$ 。居住地（トラブルに気づいた当時、4 区分）は質問票にあるもので、東京 23 区内、政令指定都市、それ以外の市、町・村である。同（原簿：4 区分、都市規模）は抽出名簿（住民基本台帳）に基づく区分で 21 大都市、人口 20 万人以上の市、その他の市、町・村である。同（原簿：3 区分）は、東京・大阪、それ以外の高裁所在県、高裁不所在県である。個人年収（トラブルに気づいた当時：5 区分）と世帯年収（回答時：5 区分）は質問票の区分を、200 万円未満、200 万円以上 400 万円未満、400 万円以上 600 万円未満、600 万円以上 800 万円未満、800 万円以上に再分類した。職業（トラブルに気づいた当時：6 区分）は、質問票の区分を、経営者・役員、常時雇用されている正社員・団体職員・公務員、自営業主・自由業者、臨時雇用・パート・アルバイト・派遣社員、家族従事者・内職・専業主婦・主夫・学生、無職の 6 区分に再分類した。学歴（回答時：6 区分）は、中学校・旧制小学校・旧制青年学校、高校・旧制中学校・旧制師範学校、専修学校（高卒後）、高専・短大・旧制高校・旧制（女子）高等師範学校、大学・旧制大学・旧制専門学校、大学院・旧制大学院の 6 区分で、その他は除外した。いずれも DK, NA は除いた。

【図表2】 弁護士相談と個人属性などの連関 (2005年紛争行動調査)

	<i>p</i> 値	<i>ES</i>	「弁護士に相談した」が多い	「弁護士に相談した」が少ない	<i>n</i>
性別	0.279	0.023			2229
年齢 (原簿: 6 区分)	0.016	0.079	50 歳代	30 歳代	2229
居住地 (原簿: 4 区分: 都市規模)	0.027	0.064		人口20万人未満市	2229
同 (原簿: 2 区分: 東京・大阪かそれ以外か)	0.218	0.026			2229
同 (原簿: 3 区分: 東京・大阪, 高裁所在県, 不所在県)	0.395	0.029			2229
個人年収 (14 区分)	0.018	0.114	900~1,000 万円	600~700 万円	1988
個人年収 (6 区分)	0.012	0.086	800~1,000 万, 1,000 万円以上	200 万円未満	1988
世帯年収 (14 区分)	0.081	0.109	1,500 万円以上		1733
世帯年収 (6 区分)	0.022	0.087	1,000 万円以上	600~800 万円	1733
世帯年収 (3 区分)	0.007	0.076	800 万円以上	400~800 万円	1733
職業 (10 区分)	0.003	0.106	経営者・役員, 派遣社員, 自営業・自由業		2221
学歴 (4 区分)	0.063	0.058	大学・大学院		2203
弁護士利用経験	0.000	0.419	利用経験あり	利用経験なし	2213
法曹三者等の当て	0.000	0.222	当てあり	当てなし・DK	2217

注: ハイライトは, $p < 0.05$, $0.1 < ES$ 。居住地 (原簿: 都市規模) は, 抽出名簿 (選挙人名簿または住民基本台帳) に基づいた 4 区分 (14 大都市, 人口 20 万人以上の市, その他の市, 町村)。個人年収 (6 区分) と世帯年収 (6 区分) は, 調査票の 14 区分を 1,000 万円まで 200 万円単位で区分し, 1,000 万円以上を一括した。世帯年収 (3 区分) は 400 万円未満, 400~800 万円未満, 800 万円以上。職業 (10 区分) は質問票のまま。学歴 (4 区分) は中学卒と高校卒, 大学卒と大学院修了を統合した。

【図表 3】 個人年収と弁護士相談の関係を探るための因果モデル



【図表 4】 個人年収と他の社会経済的属性変数との連関

	<i>p</i> 値	<i>ES</i>	<i>n</i>
性別	0.000	0.452	1075
年齢（回答時：7 区分）	0.000	0.170	1075
居住地（トラブルに気づいた 当時：4 区分）	0.001	0.102	1065
同（原簿：4 区分：都市規模）	0.079	0.078	1075
同（原簿：3 区分：東京・大阪、 高裁所在地、高裁不所在地）	0.051	0.085	1075
職業（トラブルに気づいた 当時：6 区分）	0.000	0.386	1069
学歴（回答時：6 区分）	0.000	0.172	1041

注：各カテゴリーは【図表 1】の注を参照。ハイライトは $p < 0.05$, $0.1 < ES$ 。

である。

【図表 4】が示すように、性別、年齢、居住地、学歴、職業はいずれも個人年収と連関している。【図表 5】が示すように、性別、年齢、学歴は職業と連関している。

個人年収と弁護士相談の連関が無連関であるのは疑似無連関であるのか否かを吟味するには、職業、居住地などが交絡因子として機能する結果、表層的に無連関のように見えているにすぎないかを確かめればよい。個人年収のみの単回帰をモデル I とし、交絡因子候補を追加投入したものをモデル II としたロジスティック回帰分析の結果が【図表 6】である。

【図表 6】によれば、モデル I、II ともにヌル・モデルを有意に改善し、モ

【図表 5】 社会経済的属性と職業、個人年収の
連関行列 (Cramer の連関係数 V)

	職業	個人年収
年齢 (7 区分)	0.257 ($p=0.000$)	0.170 ($p=0.000$)
性別	0.438 ($p=0.000$)	0.452 ($p=0.000$)
居住地 (3 区分)	($p=0.880$)	0.085 ($p=0.051$)
学歴 (4 区分)	0.153 ($p=0.000$)	0.159 ($p=0.000$)
職業 (6 区分)		0.386 ($p=0.000$)

注：カッコ内は χ^2 検定の p 値。居住地 (3 区分) は東京・大阪、
その他の高裁所在地、高裁不所在地、学歴 (4 区分) は中卒・
高卒、専修学校卒、高専・短大卒、大学卒・大学院修了。その
他は【図表 1】の注を参照。

デル II はモデル I を有意に改善している。

個人年収のみを独立変数とするモデル I では、800 万円以上のみ 5% 水準で有意である (基準カテゴリーは 200 万円未満)。クロス表分析で有意傾向 (10% 水準で有意) にとどまったことに対応している (個人年収全体の $p = 0.108$)。これに対して、交絡因子候補を投入したモデル II では、個人年収全体の $p = 0.028$ であり、200~400 万円も明確に有意になった。このことは個人年収と弁護士相談の有無の連関がなかったのは疑似無連関 (表層の無連関) であり、実質的な連関があることを示唆している。

なお、モデル II の各変数と弁護士相談の有無との因果経路の中間にある媒介変数である弁護士利用経験の有無、弁護士の当ての有無を追加投入するモデルでは、後の【図表 9】のモデル IV で見ると、個人年収のダミー変数は有意でなくなる。これは、個人年収の弁護士相談率への影響は、弁護士利用経験の有無、弁護士の当ての有無という変数を經由して、しかも、それらに吸収されてしまい、直接的な効果が残らないことを示唆している。

また、モデル II によれば、職業と居住地の弁護士相談率に対する影響は、個人年収など他の変数による媒介を經由しない直接的なものが残ることを示唆している。常勤雇用の弁護士相談率が低い (基準カテゴリーは無職) のは、平日に時間をとれず弁護士相談に赴きにくいと解釈できるかもしれない。居住地では東京・大阪で弁護士相談率が高くなる効果を持っている。この点は、今

【図表 6】 個人年収と弁護士相談の有無の連関を吟味する
ロジスティック回帰分析：従属変数は弁護士相談の有無

	モデル I		モデル II	
	偏回帰係数	標準誤差	偏回帰係数	標準誤差
個人年収（200 万円未満）			*	
200～400 万円	0.476	0.345	1.200 *	0.437
400～600 万円	-0.041	0.443	0.628	0.566
600～800 万円	-0.717	0.760	-0.085	0.863
800 万円以上	0.904 *	0.453	1.218 *	0.620
性別（男性）			-0.234	0.363
年齢（80 歳以上）				
20 歳代			-0.744	1.122
30 歳代			-0.025	0.949
40 歳代			0.189	0.912
50 歳代			0.762	0.898
60 歳代			0.646	0.871
70 歳代			0.536	0.863
居住地（高裁不所在地）			+	
東京・大阪			0.725 *	0.330
高裁所在地			-0.187	0.442
学歴（大卒・院修了）				
中卒・高卒等			-0.050	0.363
専修学校等卒			-0.683	0.647
高専・短大卒			0.266	0.454
職業（無職）			+	
経営者・役員			-0.265	0.826
常時雇用			-1.360 *	0.598
臨時雇用等			-0.968	0.602
自営業主・自由業者			0.029	0.607
家族従業者等			-0.191	0.616
定数項	-3.045 **	0.256	-2.992 **	0.932
<i>n</i>	980		980	
χ^2 (<i>d.f.</i>)	7.628(4) **		40.364(21) **	
-2 対数尤度	410.385		377.65	
Cox & Snell pseudo-R ²	0.008		0.040	

-2 対数尤度 (*d.f.*) の差 32.735(17) *

注：+ $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 。独立変数のカッコ内は基準カテゴリー。

回調査で東京・大阪で弁護士相談率が高いことと平仄があっている。このことは、このモデルによれば東京・大阪は個人年収や他の変数によって媒介された効果以外の地域独自の要因によって弁護士相談率が高いことを示唆している。年齢は有意でないので、このモデル内に含まれる他の変数によって完全に媒介されている可能性を示唆している。性別、学歴は弁護士相談率と単相関があるとは言えなかったが([図表 1])、このモデルでも有意でないので、疑似的な無関連であったとも言えないことを示唆している。

以上のモデルは他に有力な交絡因子がないことと、変数間の組み合わせ効果を想定していない点で限界があるが、重要な変数を網羅しているので変数間の基本的な構造を探る上で出発点となると考えている。今回調査の結果も、個人年収は弁護士相談率に直接影響を与えていることを示唆しているとともに(但し、弁護士利用経験と弁護士の当てに媒介されている)、職業、居住地も直接効果を持っていることが示唆された。東京・大阪においては、個人年収、職業以外の要因で、かつ他地域では見られない要因によって弁護士相談率が相対的に高い可能性がある。

3 居住地の効果

2005年紛争行動調査の結果では、弁護士相談率の地域差は、人口20万人未満の市で相談率が低い点を別にすれば、特に認められなかった。東京・大阪も他地域と弁護士相談率の点で有意な差がなかったのは、興味深い現象であった。

ところが今回調査では、東京・大阪で弁護士相談率が他地域より高いという特色が現れた。上記2の因果モデルの分析によれば、個人年収、職業以外の東京・大阪特有の要因が、弁護士相談率を他地域より高めている可能性が示唆された。

この点について、濱野(近刊)の分析結果に基づき、次のような仮説を立ててみよう。同論文によって、弁護士利用経験の有無と弁護士の当ての有無という変数は、弁護士相談を規定する重要な媒介変数であることが示されたことに基づき、経験・当てあり層と経験・当てなし層の2類型に区分し、両者の弁護士相談率に大きな差があることと、トラブル対応行動にも一定の差があることが示された。これに基づき、東京・大阪では、この2類型の間の弁護士相談率の差が有意でなくなった結果、この地域の弁護士相談率が他地域より有意に高

【図表 7】 2 類型, 4 類型の分布（居住地 3 区分別）

	経験あり and/ or 当てあり	経験なし and 当てなし	経験あり and 当てあり	経験あり and 当てなし	経験なし and 当てあり	経験なし and 当てなし	<i>n</i>
東京・大阪	25.3%	74.7%	8.1%	9.1%	8.1%	74.7%	186
その他の高裁所在地	12.4%	87.6%	3.8%	2.2%	6.5%	87.6%	186
高裁不所在地	15.4%	84.5%	4.3%	4.3%	6.8%	84.6%	605
全体	16.7%	83.3%	4.9%	4.8%	7.0%	83.3%	977

注：2 類型： $\chi^2(2) = 13.106, p = 0.001$ 。4 類型： $\chi^2(6) = 17.651, p = 0.007$ 。
 ハイライトは 5% 水準で有意差があるセル。

くなったのではないかという仮説である。

東京・大阪で、2 類型間の弁護士相談率の差が有意でなくなることは、この地域の弁護士相談率が他地域より高くなることの必要条件ではないが、十分条件ではある。

まず、【図表 7】が示すように、東京・大阪は他地域と比べて、経験・当てなし層が有意に少ない。

東京・大阪で経験・当てなし層の弁護士相談率が高まり、経験・当てあり層との差が縮まっているという仮説を立て、3 地域区分で層別して 2 類型と弁護士相談率の連関を調べたが、東京・大阪も他の 2 地域と同様、2 類型の間には弁護士相談率に有意な差があった。したがって、東京・大阪で経験・当てなし層の弁護士相談率が高まったとしても、この地域の弁護士相談率に差があるとは言えなくなる程度には至っていないようである。東京とそれ以外の地域の 2 区分で層別しても同様の結果であった。このことは経験・当てなし層の弁護士相談率が東京・大阪で上昇している可能性は排除しないが、仮に上昇しているとしても、2 類型間の差が無くなる程度ではないことを示唆している。

次に、居住地と個人年収は連関している（【図表 4】²¹⁾）ので、これが居住地と弁護士相談の連関を交絡している可能性がある。東京・大阪、高裁所在地、同不所在地の 3 区分でも有意傾向がある ($p = 0.079$)²²⁾。東京・大阪も、個人年

21) 居住地と職業は連関していない。

22) トラブルに気づいた時の回答者の居住地（東京 23 区内、政令指定都市、その他の市、町・村の 4 区分）を見ると、東京 23 区内で 200 万円未満が少なく、800 万円以上が多い。町・村で 200 万円未満、400～600 万円、600～800 万円が多い。

収の多い層(800万円以上)が多い傾向がある。

しかしながら、先に[図表6]で見たように、性別、年齢、個人年収、職業、学歴、居住地を独立変数に投入した多変量回析(従属変数は弁護士相談の有無)では、東京・大阪ダミーが有意であることから、性別、年齢、個人年収、職業、学歴を一定にしても、居住地の弁護士相談率への直接的な影響があると言える。東京・大阪の弁護士相談率は他の2地域と比較して有意に高く、個人年収、職業をコントロールしても、そのオッズは高裁不所在地を基準にすると、2.27倍(95%CI [1.22, 4.21])である。

残念ながら、高い相談率をもたらしている東京・大阪に特有な要因は、今回調査のデータからは明らかにすることはできなかった。仮説としては、弁護士・法律事務所密度の高さ(濱野2018a, 2019, 2020a)、制度改革の成果(法テラスによる情報提供や法律扶助制度の拡充、インターネットや広告による情報提供)、社会関係の大都市に特徴的な性格(人間関係の希薄性や流動性、人々の意識)などが想定できる。これらは相互に関連して、東京・大阪の弁護士相談率を高めているかもしれない。

前回と今回で、人間関係の希薄性や流動性という大都市の特殊性に有意な差がないのであれば、司法制度改革に由来する弁護士増その他の制度的要因の変化が影響しているかもしれない。

IV 弁護士の利用経験と当ての効果

濱野(近刊)の分析により、弁護士の利用経験の有無と当ての有無は、弁護士相談率を実質的に規定している因子であり、その効果量は、他の社会経済的屬性要因の効果量より大きいことが示された。他の社会経済的屬性要因は、経験の有無、当ての有無によって媒介されて、弁護士相談率に影響を与えていることも示唆された。

前稿の分析では、経験の有無と当ての有無のダミー変数を用い、交互作用項も投入した多変量ロジスティック回帰分析を用いたのであるが、これは、経験の有無と当ての有無を軸にケースを4類型に分類し、それをダミー変数とする多変量ロジスティック回帰分析を行うことと同一である²³⁾。かつ、この方法

23) この点は2021年2月11日に開催された紛争経験調査班研究会において阿部昌樹氏の指摘を

の方が、組み合わせ効果の意味することをより直截に把握できる（内田 2016：74-75）。4 類型のダミー変数のオッズ比を直接見ることができるからである。

そこで、この 4 類型ダミー変数を独立変数とする単回帰分析をモデル I とし、次に、交絡因子の候補として職業と居住地を投入したモデル II、さらに、それらと 4 類型の間に位置する媒介変数として個人年収を投入したモデル III、最後に、トラブル属性（トラブル類型²⁴と金銭換算額²⁵）をコントロール変数として投入したモデル IV を用いて、階層的にロジスティック回帰分析を行った。その目的は、まず、4 類型のダミー変数の偏回帰係数の有意性を調べ、値を比較し、交絡の程度を探るとともに、経験・当てなし層を基準とした弁護士相談率のオッズ比の変化を見る。また、トラブル属性をコントロールした時のオッズ比を見ることにより、トラブル属性の影響を取り除いた効果、すなわちトラブル認知後の経験・当ての効果について示唆を得ることができる。次に、独立変数による直接効果の有無と程度を探る。特にトラブル属性をコントロールした時の直接効果の有無は、各変数のいわば純粋な効果を示唆していると解釈できる。

〔図表 8〕は、以上のモデルの基礎にある因果モデルを図示したものである。〔図表 9〕が分析結果である。

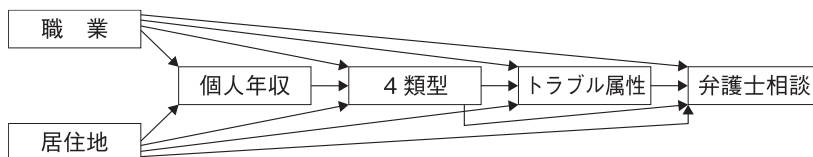
〔図表 9〕によれば、モデル I～IV はいずれもヌル・モデルを改善している

得た。

24) トラブル類型は質問表のトラブル類型の選択肢を再分類した。近接するカテゴリーを統合するとともに、独立性の検定ができるようにセルの度数を確保する点も考慮した。「お金の貸し借り」、「不動産購入等」、「不動産貸借」を統合したのはそのためである。インターネットや携帯電話の利用を巡るトラブルは「商品・サービス」に分類、病院や医療をめぐるトラブルは同じく「商品・サービス」に分類（但し、「他の患者やその家族とのトラブル」は「その他」とした）、学校や子供・孫の教育をめぐるトラブルは「その他」に分類（但し、「塾や習いごとにおけるトラブル」は「商品・サービス」に分類）、「交通事故や犯罪をめぐる」のうち「交通事故」は独立させた。交通事故と犯罪は質問票では一つのカテゴリーにまとめられているが、弁護士アクセスの観点からは区別すべきなので、交通事故を独立したカテゴリーとした交通事故以外の犯罪、役所とのトラブル、経営する会社を巡るトラブルは「その他」とした。高齢社会に特有の問題の中には、商品・サービスの購入など、他のカテゴリーにも該当する類型が含まれるが、本調査の趣旨に照らして、高齢社会に特有の問題に分類した。「NHK 受信料・受信契約を巡るトラブル」は商品・サービスに分類した。「交通事故・犯罪をめぐるのその他」は「その他」に分類した。病院や医療をめぐる「その他」は「その他」に分類した。他の類型の「その他」は「その他」に分類した。

25) 金銭換算額は質問票の選択肢を三つ（150 万円未満、150 万円以上、金銭換算不能）に再分類した。

【図表 8】 4 類型と弁護士相談の有無をめぐる因果モデル



が、モデルⅢはモデルⅡを有意に改善しているとは言えない。そこでモデルⅢで新規に投入された個人年収のダミー変数をモデルⅣから除いたモデルⅤを導入して、モデルⅡを有意に改善しているかを見たところ、1%水準で改善しているのもモデルⅢではなくモデルⅤを参照する。

分析の結果、第一に、どのモデルでも4 類型の各ダミー変数の偏回帰係数は有意であり、弁護士相談を直接規定している要因であることを示唆している。

第二に、4 類型のどのダミー変数の偏回帰係数の推定値もモデル間では小さな変動にとどまっており、第三変数による交絡の程度は交絡因子による調整を必要とするレベルではない²⁶⁾。経験・当てあり層の弁護士相談率のオッズはかなり高く、経験・当てなし層を基準にすると、モデルⅡで約26倍(95% CI [10.7, 65.3])である。トラブル属性をコントロールしたモデルⅤでも約24倍(95% CI [8.2, 71.8])である。利用経験と当ての規定力は強いと言える。利用経験と当てはトラブル属性にも影響を与えているが、モデルⅤからは、その影響を除いたところのトラブル経験後の相談率への効果もほとんど変わらず強いことがわかる。

第三に、独立変数の直接効果である。職業、居住地は4 類型と連関しており、4 類型を経由して弁護士相談率に影響を与えているが、モデルⅡによれば、職業は弁護士相談率に直接的にも影響を与えている(4 類型を経由しない直接効果を持つ)ことを示唆している。無職を基準にすると、経営者・役員、常時雇用等、臨時雇用等は弁護士相談率が低い。モデルⅡでは居住地は相談率に直接影響を及ぼしていないようである。居住地と職業は連関しているとは言えないので(【図表 5】)、居住地の弁護士相談率への影響は、このモデルでは、4

26) Hosmer et al. (2013 = 2017: 68) は交絡因子による調整を必要とする基準変動率として20%を推奨しているが、10%、25%を用いる者もあるとしている。いずれを採用しても、調整を必要とするレベルではない。

【図表9】4 類型のダミー変数を用いたロジスティック回帰分析：従属変数は弁護士相談の有無

	モデル I		モデル II		モデル III		モデル IV		モデル V			
	偏回帰係数	標準誤差	オッズ比	偏回帰係数	標準誤差	オッズ比	偏回帰係数	標準誤差	オッズ比	偏回帰係数	標準誤差	オッズ比
4 類型 (利用経験なし・当てなし)												
利用経験あり・当てあり	3.045**	0.412	21.000	3.275**	0.461	28.447	3.246**	0.473	25.679	3.217**	0.578	24.985
利用経験あり・当てなし	2.579**	0.441	13.182	2.668**	0.477	14.387	2.569**	0.477	13.456	2.267**	0.563	9.655
利用経験なし・当てあり	2.019**	0.441	7.359	2.079**	0.463	7.983	2.066**	0.470	7.890	1.974**	0.532	7.198
職業 (無職)												
経営者・役員												
常時雇用												
臨時雇用等												
自営業主・自業者												
家族従業者等												
居住地 (高職不所在地)												
東京・大阪	0.520	0.368	1.682	0.587	0.371	1.798	0.961*	0.443	2.614	0.435	0.837*	0.435
高職所在地	0.183	0.473	1.201	0.176	0.478	1.193	0.306	0.545	1.358	0.292	0.534	1.339
個人年収 (200 万円未満)												
200~400 万円												
400~600 万円												
600~800 万円												
800 万円以上												
トランプル 8 種類 (その他)												
商品・サービス												
貸金・不動産												
酒場												
店舗												
家庭												
交通事故												
高齢社会												
金融換算額 (換算不能)												
150 万円未満												
150 万円以上												
定数項	-3.773**	0.253	0.023	-2.829**	0.499	0.060	-3.120**	0.566	0.044	-4.047**	1.016	0.017
η	859			859			859			859		
$\chi^2 (d.f.)$	70.788(3)**			88.959(10)**			156.123(23)**			154.774(19)**		
-2 対数尤度	305.049			286.858			283.244			221.043		
Cox & Snell pseudo-R ²	0.079			0.098			0.102			0.165		
-2 対数尤度 (d.f.) の差				18.191(7)**			3.614(4)			63.815(9)**		
										モデル II との差		

注：+ $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 。独立変数のカテゴリー内は基準カテゴリー。

類型ダミー変数によって完全に媒介されていることを示している。

なお、先のⅢ2で見たように、個人年収は弁護士相談率に影響を及ぼしているが、4類型を投入したモデルⅢ、Ⅳではダミー変数は有意にならない。これは、個人年収の弁護士相談率に対する効果は、4類型(弁護士利用経験の有無、弁護士の当ての有無)に媒介されていて、そこに効果が吸収されていることを示唆している。

これに対して、4類型と弁護士相談の有無を媒介する変数であるトラブル属性(トラブル類型と金銭換算額)でコントロールしたモデルⅤでは、職業が有意であるだけでなく、居住地も有意になり、東京・大阪は弁護士相談率を高める直接効果があることを示唆している²⁷⁾。居住地は4類型に媒介されて弁護士相談率に影響を及ぼしているが、その因果の流れの中間に位置するトラブル属性によって全て吸収されているのではなく、直接、弁護士相談率に影響を及ぼす要素があることを示唆している²⁸⁾。これは、既に述べた東京・大阪に特有の要因が弁護士相談率を高める方向に左右しているという仮説を補強する材料である。

なお、モデルⅤは、トラブル属性が、他の変数でコントロールしても弁護士相談率に影響を及ぼしていることを示唆している。すなわち、家族、交通事故の弁護士相談率が高く(「その他」が基準)、150万円未満のトラブルの相談率は低く、150万円以上の相談率は高い(「金銭換算不能」が基準)。利用経験の有無、当ての有無、職業、居住地の如何にかかわらず、これらのトラブル属性では弁護士相談率が高くなっているのである。

以上の分析は、他に交絡因子がないこと、経験と当て以外の組み合わせ効果は想定していないことを前提とするモデルである点で限界がある。しかしながら、先行研究に基づき、重要な交絡因子候補は投入しており、関連する諸変数間の基本的構造を浮かび上がらせているという点で意義があると考えている。

27) クロス表で分析すると、居住地とトラブル類型($p = 0.708$)、金銭換算額($p = 0.787$)は連関しているとは言えない。

28) 居住地(東京・大阪、他の高裁所在地、高裁不所在地の3区分)は、トラブル類型、トラブル金銭換算額と連関しているとは言えない。

V 弁護士相談格差を規定する 2 類型

1 2 類型の社会経済的属性

弁護士の利用経験も当ても無い層は、重大トラブル経験者全体の 71.7%（標本比率）を占める。彼らの弁護士相談率（2.3%）は他の層と比べて圧倒的に低い（[図表 10]）。彼らの弁護士相談率が非常に低いのはなぜなのかを明らかにすることは、法社会学的に重要なテーマであるだけでなく、司法アクセス政策上の重要な課題でもある。

濱野（近刊）は、4 類型をベースに、2 類型（経験・当てあり層と経験・当てなし層）に再区分してトラブル対応行動を分析した。本稿もこの 2 類型を用いて、経験・当てなし層の弁護士相談率の低さに焦点を絞って分析し前稿を補完する²⁹⁾。

まず、2 類型の弁護士相談率を前回調査のデータと対比したものが [図表 11] である。12 年前と比較すると、2 類型のどちらも弁護士相談率は今回の方が有意に高い。

2 類型と社会経済的属性との連関は [図表 12] が示すとおりである。2 類型は年齢、居住地、個人年収、職業の点で偏りがある。経験・当てあり層が多いのは、60 歳代、大都市部、個人年収 800 万円以上の層、経営者・役員、自営業主・自由業者である。経験・当てなし層が多いのは、20 歳代、30 歳代、政令都市以外の市³⁰⁾、個人年収 200 万円未満の層、家族従業者・内職・専業主婦（主夫）・学生である。

ロジスティック回帰分析でさらに吟味した結果が [図表 13] である。モデル I は、単相関で有意な変数のうち、年齢、居住地、職業を独立変数とし、媒介変数と位置づける個人年収を追加投入したモデルを II とした。従属変数は経験・当てありを 1、経験・当てなしを 0 としたダミー変数である。

モデル II はモデル I を有意に改善している。個人年収全体と 600~800 万円・ダミーを除くダミー変数は有意であるので、個人年収は媒介変数として 2

29) 4 類型間の差異や、弁護士利用経験の有無と弁護士の当ての有無の相互関係も興味深い論点であるが、本稿では扱わない。

30) 経験・当てなし層が町村部に多いとは言えない。

【図表 10】 弁護士利用経験の有無で層別した 4 類型の弁護士相談率

		弁護士相談率	<i>n</i>
弁護士利用経験あり	弁護士の当てあり	31.9%	47
	弁護士の当てなし	25.0%	44
	合計	28.6%	91
弁護士利用経験なし	弁護士の当てあり	16.2%	68
	弁護士の当てなし	2.3%	773
	合計	3.4%	841
全体	弁護士の当てあり	22.6%	115
	弁護士の当てなし	3.5%	817
	合計	5.7%	932

注：ハイライトは $p < 0.05$, $0.1 < ES$ 。利用経験ありの $\chi^2(1) = 0.532$, $p = 0.466$, $ES = 0.076$, 利用経験なしの $\chi^2(1) = 36.000$, $p = 0.000$, $ES = 0.207$, 全体合計の $\chi^2(1) = 65.945$, $p = 0.000$, $ES = 0.266$ 。

【図表 11】 弁護士相談率の変化 (2 類型)

弁護士相談率	今回調査	前回調査	比率の差の検定 (p 値)	ES
経験あり・当てあり	23.3%	14.0%	0.004	0.240
経験なし・当てなし	2.3%	0.7%	0.003	0.135
<i>n</i>	932	2217		

注：ハイライトは, $p < 0.05$, $0.1 < ES$ のセル。比率の差の検定, ES の計算は豊田編著 (2009: 72-78) を参照して, R を用いた。イエーツの連続修正を行って検定している。

類型を規定していることを示唆している。

モデル I で居住地, 年齢, 職業のダミー変数全体が有意であり, これらの要因は, 相互の連関を統制しても 2 類型のいずれであるかを規定していること, すなわち, これらと 2 類型の連関は疑似的 (表層的) なものではない (もっぱら交絡によって連関しているように見えるものではない) ことを示唆している³¹⁾。

【図表 12】 2 類型と社会経済的属変数の連関

	<i>p</i> 値	<i>ES</i>	経験あり・ 当てが多い	経験あり・ 当てなしが 多い	<i>n</i>
性別	0.099	0.053			977
年齢（回答時：7 区分）	0.000	0.183	60 代	20 代, 30 代	977
居住地（トラブルに気づいた 当時：4 区分）	0.022	0.099	23 区, 政令都市	政令都市 以外の市	976
同（原簿：4 区分：都市規模）	0.037	0.093	21 大都市		977
同（原簿：3 区分：東京・大阪, 高裁所在地, 高裁不所在地）	0.001	0.116	東京・大阪		977
個人年収（トラブルに気づいた 当時：5 区分）	0.000	0.171	800万円以上	200万円未満	959
世帯年収（回答時：5 区分）	0.406	0.067			882
職業（トラブルに気づいた当時： 6 区分）	0.002	0.140	経営者・役員, 自営業主・ 自由業者	家族従業者・ 内職・専業主婦・ 主夫・学生	973
学歴（回答時：6 区分）	0.382	0.075			950

注：ハイライトは $p < 0.05$, $0.1 < ES$ 。変数の区分については【図表 1】の注を参照。

年齢は職業の原因変数と考えられるので³²⁾、モデル I の偏回帰係数の推定結果は、職業が年齢を媒介して 2 類型に影響を与えていることと、年齢、居住地ともに 2 類型に直接的な影響を持っていることを示唆している。そのことは個人年収を投入したモデル II でも変わらない。

モデル I によれば、経験・当てあり層は、80 歳代を基準にすると 30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代で多く、高裁不所在地を基準にすると東京・大阪が多い。無職を基準にすると、経営者・役員、常勤雇用、自営業主・自由業者が多い。これに媒介変数である個人年収を投入したモデル II では、常勤雇用ダミーが有意でなくなる ($p = 0.279$) ほかに、偏回帰係数の有意性はモデル I と変わらない。常勤雇用以外は、個人年収によって媒介されない直接効果があるこ

31) 但し、独立変数間に組み合わせ効果がないこと、他に重要な交絡因子がないことを前提にしたモデルである点に留意する必要がある。

32) 居住地も職業の原因変数と位置づけることも可能であるが、職業が原因である要素も考えられるので、この 2 変数間の因果の方向は確定させないモデルとする。

[図表 13] 弁護士の利用経験・当てあり層を規定する社会経済的的属性要因の偏回帰係数の推定結果：2 類型を従属変数とするロジスティック回帰分析

	モデル I		モデル II	
	偏回帰係数	標準誤差	偏回帰係数	標準誤差
年齢 (80 歳以上)	**		**	
20 歳代	0.566	0.457	0.538	0.461
30 歳代	0.969 *	0.433	0.939 *	0.442
40 歳代	1.374 **	0.437	1.317 **	0.449
50 歳代	1.836 **	0.452	1.727 **	0.464
60 歳代	1.392 **	0.531	1.234 *	0.546
70 歳代	1.379	0.717	1.193	0.732
居住地 (高裁不所在地)	**		**	
東京・大阪	0.703 **	0.216	0.697 **	0.219
高裁所在地	-0.341	0.271	-0.313	0.275
職業 (無職)	**			
経営者・役員	1.715 **	0.567	1.300 *	0.610
常時雇用	0.933 *	0.450	0.529	0.488
臨時雇用等	0.682	0.467	0.717	0.477
自営業主・自由業者	1.231 *	0.513	1.055 *	0.527
家族従業者等	0.155	0.503	0.422	0.520
個人年収 (200 万円未満)			*	
200~400 万円			0.802 **	0.300
400~600 万円			0.722 *	0.356
600~800 万円			0.205	0.447
800 万円以上			1.159 **	0.402
定数項	-3.565 **	0.586	-3.842 **	0.607
<i>n</i>	911		911	
χ^2 (<i>d.f.</i>)	61.791 (13)**		75.112 (17)**	
-2 対数尤度	766.069		752.748	
Cox & Snell pseudo-R ²	0.066		0.079	

-2 対数尤度 (*d.f.*) の差

13.321 (4)**

注：**p* < 0.05, ***p* < 0.01。独立変数のカッコ内は基準カテゴリー。

とを示唆している。常勤雇用から弁護士相談への因果の流れは個人年収を経由する因果の流れに全て吸収されていると解釈できる。

個人年収は、200 万円未満を基準にすると 600~800 万円以外の層はいずれも直接効果を持つことを示している。より細かい区分で別に見てみると、特

に、個人所得 1,500 万円以上で経験・当てあり層が非常に多く（オッズは 200 万円未満の 10.63 倍）、1,000～1,500 万円も多い（同じく 3.15 倍）点が興味深い。1,000 万円未満では 200～400 万円、400～600 万円もオッズは約 2 倍（200 万円未満が基準）にとどまるが有意に多い。

なお、学歴は連関しているとはいえないという点も興味深い³³⁾。他の変数でコントロールしても有意ではないので、疑似無連関ではないことを示唆している。

このように経験・当てあり層が居住地と社会経済的属性の点で偏っているという先のクロス表分析は、交絡因子による疑似的なものではないことが示された。このモデルで取り上げた変数以外に交絡因子がないことと、組み合わせ効果がないことを前提にしているので不十分ではあるが、変数間の構造的関係を探る上での出発点となる知見である。

2 2 類型とトラブル属性の連関

2 類型と重大トラブルの属性とは連関している。言い換えれば、二つの類型の間ではトラブル属性に一定の偏りがある。

経験・当てなし層が有意に多く回答したトラブル類型は、商品・サービスと近隣問題であり、有意に少なかったのは、貸金・不動産と家族である（[図表 14]）。金銭換算額では、経験・当てなし層は 10 万円未満が多く、150～500 万円、500 万円以上が少ない（[図表 15]）。

このように、2 類型の間にはトラブル類型と金銭換算額の点で偏りがある。これを説明する仮説を濱野（近刊）で提示したが、より詳細に展開すると次のようになる。

回答者が、過去 5 年間に経験した「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと」を回答する過程には、次の 3 段階が含まれる³⁴⁾。まず、当該トラブルに遭遇する段階である。その頻度が 2 類型で異なっている可能性がある。客観的な遭遇頻度である。次に、遭遇したトラブルをトラブルとして認知する段階である。ある現象をそもそも「トラブル」あるいは「法律問題」と認知す

33) 学歴は、弁護士相談率とも連関していない。学歴がなぜこのように弁護士相談率やそれを規定する要因と連関していないのかは興味深い研究課題である。

34) この 3 段階仮説は濱野（近刊）で簡潔に提示したものを、より詳細に展開したものである。

【図表 14】 2 類型とトラブル類型の連関

	商品・サービス	貸金・不動産	職場	近隣	家族	交通事故	高齢社会	その他	合計	<i>n</i>
利用経験あり・当てあり	13.2%	13.8%	25.2%	8.8%	15.1%	8.2%	3.1%	12.6%	100.0%	159
利用経験なし・当てなし	20.1%	8.2%	30.0%	16.7%	9.1%	4.7%	2.8%	8.5%	100.0%	773
全体	18.9%	9.1%	29.2%	15.3%	10.1%	5.3%	2.9%	9.2%	100.0%	932

注：ハイライトは5%水準で有意な差があるセル。 $\chi^2(7) = 24.601$, $p = 0.001$, $ES = 0.162$ 。

【図表 15】 2 類型とトラブルの金銭換算額の連関

	10万円未満	10～150万円未満	150～500万円未満	500万円以上	金銭換算不能	合計	<i>n</i>
利用経験あり・当てあり	13.8%	23.0%	15.8%	18.4%	28.9%	100.0%	152
利用経験なし・当てなし	27.6%	24.4%	7.2%	6.6%	34.2%	100.0%	725
全体	25.2%	24.2%	8.7%	8.7%	33.3%	100.0%	877

注：ハイライトは5%水準で有意な差があるセル。 $\chi^2(4) = 241.557$, $p = 0.000$, $ES = 0.218$ 。

ることは、客観的に遭遇することと区別される別個の過程である。とりわけ法律問題あるいは弁護士に相談すべきトラブルとして認知するのは、同じ現象に遭遇していても人によって異なりうる。トラブル認知である。最後の段階は、質問票に回答する時に、5年前から現在までの経験の記憶を喚起し、「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと」を選び出す作業である。

このいずれの段階についても個人差があるはずであるが、2 類型間で系統的な差異がある可能性がある。特に第1段階の客観的遭遇頻度と第2段階のトラブル認知における差異が重要である。近年の法社会学研究では、潜在的ニーズを顕在化させる過程が注目を集めており（濱野 2016, 2018b: 116-117, 佐藤 2017）、この点でも、顕在化を妨げる要因としての「認知」メカニズムの解明は重要である。

以上を前提にして、2 類型間でトラブル類型と金銭換算額の点で、顕著かつ

系統的な差異があることを説明する仮説を提示する。

第一に、客観的遭遇頻度に関して、経験・当てあり層は、貸金トラブル、不動産賃貸・売買などのトラブルに遭遇する頻度が高い可能性がある。逆に、商品・サービスのトラブルと近隣トラブルに遭遇する頻度は低い可能性がある。その理由は、社会経済的属性の偏りによって説明が可能である。金融の貸主や不動産の貸主・売主は同種のトラブルに関して弁護士を繰り返して使う機会が多い³⁵⁾。家族トラブルの遭遇頻度は2類型で大きな差はないかも知れないが、相続や離婚のトラブルに関しては、利用経験・当てありの方が職業、個人所得の点の偏りのために、係争金額は高額になる確率が高いかもしれない。この点はさらにデータで検証する必要がある。逆に、近隣トラブルに関しては、経験・当てなし層の方がトラブルの多い居住環境にある確率が高いかも知れない。転居による対応も経験・当てあり層の方が容易かもしれない。そうであれば、弁護士に相談することなく、avoidanceによる対応をとる頻度が高いかもしれない。商品・サービスのトラブルに関しては、経験・当てあり層の方が平均係争金額が高額になるかも知れないが、経済的余裕が相対的にあるのでトラブルとならない確率が高いかもしれない。

金銭換算額に関しても、経験・当てあり層の方が、個人年収の多い層が多いため、平均額は高額になるかもしれない。自営業者・自由業者の比率が高いため、事業関係のトラブルを多く含む結果、高額なトラブルを多く含む結果になるかもしれない。

以上の2類型間の遭遇頻度の差異の一部は、法社会学の古典的研究の理論的説明枠組みによって理解できる。メイヒューとリースは、1967年のデトロイト市街地の調査データに基づき、弁護士との接触頻度を予測する最良の因子は世帯収入金額と住宅所有の有無であると分析し、それを説明する枠組みとして「法的接触の社会組織 social organization of legal contacts」理論³⁶⁾を提示した（メイヒュー＝リース 1969＝1976）³⁷⁾。弁護士職の組織のされ方（依頼者層の形

35) 今回調査では経営する会社や事業をめぐるトラブルも対象としている。前回調査では「業務として経験」した問題は対象外とした。

36) 弁護士利用と収入の強い連関について、収入その他の資源が弁護士報酬を支払う余裕を生むことや弁護士相談の必要を認識することにつながるという理論的説明（弁護士利用の「資源」理論）に対して、それとは別の理論的枠組として提示された（メイヒュー＝リース 1969＝1976: 56-57）。

成パターンや弁護士業務の展開形態・分化・成層化など)と、それに対応した形で、財産やビジネスをめぐる制度が弁護士利用を必要とするように構築されていることが、高所得世帯や不動産所有者の弁護士との接触(弁護士利用)を客観的に規定するという主張である。経験・当てあり層は、職業と年収の点で、財産やビジネスに関する法制度と接する頻度が相対的に高いであろう。そのことが弁護士との日常的接触を客観的に高めるという理論的説明であり、社会によってその程度と態様は様々であろうが、一定の普遍性があると考えられる。この理論は、本稿が示したデータとその解釈を補強すると考える。

第二に、トラブルを認知する段階の2類型間の差異である。客観的遭遇と認知は区別される。客観的に法的問題に遭遇していてもそれを弁護士に相談すべき(相談できる)法的問題と認知するとは限らない³⁸⁾。遭遇と認知が同時に行われる場合もあるが、情報探索行動、身近な人々とのやりとり(相互作用)および相談機関でのやりとり(助言と応答の相互作用)を通じて、弁護士相談が必要(可能)なトラブルであるとの認知が形成(構築)される場合もある³⁹⁾。

この認知の局面でも、2類型間には系統的な差異があるかもしれない。先の〔図表13〕と〔図表14〕が示す2類型間のトラブル属性の差異は、遭遇頻度の差異に加えて、経験・当てあり層の方が、質問票で回答すべき重大トラブルを認知する頻度が高いメカニズムが作用して生まれた可能性がある。

その前提として、法律問題を認知する閾値⁴⁰⁾(threshold, 敷居)は一般に高いという点を指摘しなければならない。一般に人は、典型的に法律問題である、あるいは、弁護士に相談すべき問題(トラブル)であると社会的に認識されている場合や、自らあるいは身近な人が弁護士や裁判所を利用したことがある場合以外は、法律問題を認知することは困難である。これには、知識と心理

37) 六本(1971)も、東京の実態調査データに基づき類似した視点を提示した。

38) 問題やトラブルは、それを法的問題である、弁護士に相談すべき(できる)問題であるとすると認知を形成(構築)することによって、法的問題になると言うこともできる。

39) Sandefur(2012:232)は、ある問題やトラブルが法律問題か否かは自明ではなく、当事者自身の知識や認識に加えて、身近な人や支援者・相談先とのやりとりによって社会的に構築される点を強調し、それを social construction of legality と呼んでいる。

40) この文脈における「閾値」という表現は、日本法学会学会学術大会(2021年5月22日オンラインにより開催)のミニシンポジウム「現代日本社会における人々の紛争経験:超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト『紛争経験調査』の知見を踏まえて」における筆者の報告をめぐって行われた意見交換において村山真維氏が用いたものである。

の双方が関わっている。たとえば、単に法律の知識を持っているだけでは、弁護士に相談すべき問題（トラブル）を的確に認知することは容易ではないケースが多い。そこには、弁護士に対するいわゆる「心理的敷居の高さ」も関係している。

この点を理論的に説明するのが、弁護士サービスの信用財的性格と経験財的性格である（太田 2001, Sandefur 2012: 239-241, 吉岡 2013: 166, 175-176）。弁護士サービスの信用財⁴¹⁾的性格とは、実際に弁護士を利用しても消費者（依頼者）は、そのサービスの質を評価することは困難であるため、自分が信用する弁護士か、信用できる人々によって紹介された弁護士を利用する以外に方法がないという特質を意味する⁴²⁾。経験財⁴³⁾的性格とは、事前にそのサービスの質を評価することは困難であるが、実際に弁護士サービスを利用する経験をすれば、ある程度の評価をすることが可能であるという意味である。現実の弁護士サービスがどのようなものであるかは経験的に検証されるべきことであるが、理論的に、信用財と経験財の特質をあわせもっているという仮説である。平たく言うと、弁護士サービスは、使ってみて初めて分かる要素があるとともに、使ってもわからない要素も多いため信用するほかはないのであるが、そもそも使うには、信用できる身近な人に紹介してもらう必要があり、そのような人がいない場合は、ギャンブル（賭け）になるということである。経験しても適切に評価できない部分も大きいものの、経験財性も排除できない。

この仮説が正しければ、弁護士利用経験がない人は、弁護士サービスを評価することは難しく、信用できると判断できる弁護士を直接知るか、信用できる人々から紹介してもらわない限り、弁護士を利用することが難しくなる。そうであれば、経験・当てなし層は、まさに、弁護士を利用することが難しい人々そのものである。わが国では、今日でも、「弁護士の敷居が高い」としばしば人々によって語られるが、それは、単にわが国の長年にわたる弁護士数抑制政策の結果であるばかりか、利用経験もなく、身近な人に紹介してもらえない人々にとっては他国でも見られる普遍的な現象であるかもしれない。

このように、経験・当てなし層には、法律問題を認知することが難しい条件

41) 信用財については Darby and Karni (1973) 参照。

42) 信用財に関する研究をサーベイした論文として Balafoutas and Kerschbamer (2020) を参照。

43) 経験財および探索財については Nelson (1970) 参照。

があり、その結果、客観的には法律問題に遭遇しているにもかかわらず、弁護士に相談すべき(できる)トラブルとして認知しない傾向が強いのではないかと考えられる。法律問題や弁護士に相談すべきトラブルを認知する閾値は非常に高いという仮説である。

逆に、経験・当てあり層は、弁護士利用経験があるか、弁護士を紹介してもらえる当てが身近にあるので、法律問題や弁護士に相談すべきトラブルを認知する閾値が下がっているという仮説を立てることができる。利用経験があれば、その結果、弁護士には二度と頼まないという考えに至ったケースは別として、弁護士利用の効用は経験済みであり、法律問題を認知する閾値は下がるであろう。身近に弁護士を紹介してもらえる人がいるという回答は、それ自体、弁護士相談に関する閾値の低さを示唆している。

以上のように、法律問題や弁護士に相談すべき(できる)トラブルを認知する閾値という点でも、2類型間には差異がある可能性がある。そのことは、客観的遭遇頻度の差異とあわせて、[図表 14]と[図表 15]が示す2類型とトラブル属性の連関(少なくともその一部)を説明する仮説として説得力がある⁴⁴⁾。

3 トラブル属性の媒介変数性と経験・当ての直接効果

以上、2類型とトラブル属性の連関を示すデータから、利用経験と当ての機能に関して一つの理論的仮説を導いた。すなわち、利用経験と当ては、第一に、法律問題(弁護士を利用する問題)の遭遇頻度を高める。第二に、法律問題の認知頻度を高める。

弁護士相談の有無に至る因果経路には、これに加えて、実際に行動を起こして弁護士にアプローチする第3の段階がある。この「遭遇、認知、アプローチという3段階」は経時的な段階として位置づけられるが、相互に密接に関連し一体化している場合も少なくない。特に、第二の認知段階では、実際に弁護士に相談することによって認知が具体化することも少なくない。漠然とした感覚程度の認知水準であっても、経験・当てあり層に容易に弁護士に相談する傾向があれば、第二と第三の段階が融合的に相互作用して法律問題の認知が具体化する。認知の閾値が低いというのはそういう意味も含んでいる。

この点で、法律問題を認知するか否かよりも、漠然とした感覚など何らかの

44) トラブルの客観的遭遇頻度と認知の閾値という2段階は相互に関連している部分もある。

意識を起点として、とにかく弁護士に相談する行動を気楽にとれるか否かが重要になる。司法ソーシャルワークにおいて、福祉関係者に対して弁護士が、信頼関係を事前に形成し、何でも気楽に相談するように心理的敷居をさげておくことに留意している（濱野 2016）のは、福祉関係者に届いた潜在的弁護士ニーズを顕在化させる工夫として現場で実践されているものであるが示唆に富む。

ところで、利用経験と当ての有無がトラブル属性と連関しているのであれば、利用経験・当ての有無と弁護士相談との連関はトラブル属性を媒介変数として経由した因果の流れに全て吸収されるのか、それとも、トラブル属性を経由しないで直接弁護士相談に影響を及ぼす因果の流れが残るのかという論点がある。これは、経験と当てが弁護士相談率の規定要因であるということの意味内容と関わる。

この点は、先の〔図表 9〕の分析で検討したところである。経験と当ての有無は、トラブル属性に媒介されて弁護士相談率に間接的に影響を与えているものの、直接、弁護士相談率にも影響を与えていることが示唆された。すなわち、経験・当てあり層は弁護士相談が必要なトラブルを比較的多く経験（回答）しているが、弁護士相談率の高い原因はそれに尽きているわけではなく、トラブル属性を一定に保っても、経験・当ての有無は弁護士相談率に直接、影響を与えていることをデータは示唆している。これは、3段階仮説の3番目の弁護士にアプローチする局面においても、経験・当ての有無が影響を持っていることを示唆している。

他方、〔図表 9〕は、トラブル属性も他の変数の交絡による完全な疑似連関ではなく、実質的に弁護士相談に影響を及ぼしていることを示唆している。家族、交通事故、150万円以上のケースの相談率が高く、150万円未満のケースの相談率が低い。

VI 弁護士の利用経験も当てもない層の弁護士相談障害要因

1 データによる検証

(1) 弁護士相談想起率と弁護士相談実現率

利用経験・当てなし層はわが国の市民の多数を占めている（重大トラブルを経験した当事者本人の約7割⁴⁵⁾）。この層の弁護士相談率が低いのはなぜなのか。

トラブル属性をコントロールしても彼らの弁護士相談率は低く、特に高額ト

ラブルでも相談率が低いということは、司法アクセス政策上深刻な問題と言うべきである。先に示したトラブル遭遇、トラブル認知、認知から弁護士相談への3段階のうち、認知と相談までの過程の双方に障害要因があると推測される。

そこで、調査データを分析して、経験・当てなし層の弁護士相談率を低くしているメカニズムを認知と相談の局面について探る。調査データからは客観的遭遇頻度は確定できないので、遭遇から認知の過程は分析できない。よって、認知から相談までの過程を対象とする。

まず、弁護士相談ケースと弁護士相談を考えたケースを合計し、トラブル認知ケース数に対するその比率を弁護士相談想起率と呼ぶとすれば、[図表 16]が示すとおりである。150万円以上と換算不能のケースで、経験・当てあり層の方が有意に高い。弁護士相談すべき(できる)と判断する局面で差があることを示している。但し、150万円未満のケースでは、経験・当てあり層の相談想起率も低く(約2~3割)、差があるとは言えない。

経験・当てなし層でも、500万円以上のケースでは約5割が弁護士相談を考えたと回答している点は注目されるが、経験・当てあり層では約9割に及んでおり、それと比較すれば弁護士相談想起率はかなり低い。

150万円以上で弁護士相談想起率に差があるのは、経験・当てなし層が弁護士相談を想起する閾値の高さを示唆しているが、そのような2類型の間で相談想起率に差をもたらすメカニズムをデータに基づいて証明することは容易でない。弁護士サービスの信用財性と経験財性を基礎的要因として、弁護士利用経験と当ての有無それ自体と、それが媒介する諸々の社会経済的属性変数が重畳的に作用した結果というのが本稿の基本的仮説である⁴⁵⁾。

次の段階として、弁護士相談を想起したケースで、実際に弁護士相談に至ったものの比率を相談実現率と呼ぶとすれば、それは[図表 17]のとおりであ

45) 重大トラブル経験は弁護士利用経験・当てあり層で多いので、選択バイアスが働いているため、全人口では利用経験・当てなし層の比率は、より高いであろう。

46) いわゆる社会的排除の状態にある人々は、弁護士や法制度から背を向けている(橋場2021)。利用経験なし・当てなし層には社会的排除状態にある人々が相対的に多く含まれている可能性が高いが、そうした状態にない人々も含まれている。社会的排除状態にある人々の回答率は低い可能性があるが、他の人々と差があるのかは不明である。後に示唆するように、経験・当てなし層は、より一般的なりソース(社会関係資本)と法律問題リテラシー・法制度利用能力の点で不利な状況にあるかもしれない。

【図表 16】 広義の弁護士相談想起率

		「弁護士に相談した」と「相談を考えた」ケースの比率	<i>n</i>
10万円未満	経験あり・当てあり	23.8%	21
	経験なし・当てなし	20.5%	200
10～150万円	経験あり・当てあり	31.4%	35
	経験なし・当てなし	26.6%	177
150～500万円	経験あり・当てあり	75.0%	24
	経験なし・当てなし	38.5%	52
500万円以上	経験あり・当てあり	88.9%	27
	経験なし・当てなし	51.1%	47
金銭換算不能	経験あり・当てあり	52.3%	44
	経験なし・当てなし	27.9%	247
全体	経験あり・当てあり	53.6%	151
	経験なし・当てなし	27.8%	723

注：金銭換算額の小さい方から順に、 $\chi^2(1) = 0.126$, $p = 0.778$, $ES = 0.024$, $\chi^2(1) = 0.349$, $p = 0.554$, $ES = 0.041$, $\chi^2(1) = 8.769$, $p = 0.003$, $ES = 0.340$, $\chi^2(1) = 10.766$, $p = 0.001$, $ES = 0.381$, $\chi^2(1) = 10.232$, $p = 0.001$, $ES = 0.188$, $\chi^2(1) = 38.167$, $p = 0.000$, $ES = 0.209$ 。ハイライトのセルは5%水準で有意な差があるセル。

る。

10万円未満以外のすべての金額帯で相談実現率は経験・当てあり層の方が高い。この層の相談実現率は全体で約4割、500万円以上になると約6割である。他方、経験・当てなし層の相談実現率は全体で7%にとどまる。500万円以上でも約2割にとどまる。この局面での2類型間の違いも大きい。少額トラブルでも相談実現率は経験・当てあり層の方が高い点も注目される。10～150万円でも経験・当てあり層は5割近くの相談実現率である。

経験も当てもない層は、弁護士相談を思いつく比率が低だけでなく、思いついても現実に相談する比率も低いのである。150万円以上になると経験・当てなし層でも約5割が弁護士相談を考えているので、相談実現率の低さは深刻である。では、想起から相談実現への過程にどのような障害があるのだろうか

【図表 17】 弁護士相談実現率

		弁護士相談 実現率	<i>n</i>
10万円未満	経験あり・当てあり	—	5
	経験なし・当てなし	—	41
10～150万円	経験あり・当てあり	45.5%	11
	経験なし・当てなし	2.1%	47
150～500万円	経験あり・当てあり	55.6%	18
	経験なし・当てなし	15.0%	20
500万円以上	経験あり・当てあり	58.3%	24
	経験なし・当てなし	20.8%	24
金銭換算不能	経験あり・当てあり	26.1%	23
	経験なし・当てなし	7.2%	69
全体	経験あり・当てあり	43.2%	81
	経験なし・当てなし	7.0%	201

注：金銭換算額の小さい方から順に、 $\chi^2(1) = 18.042$, $p = 0.001$, $ES = 0.558$, $\chi^2(1) = 6.923$, $p = 0.009$, $ES = 0.427$, $\chi^2(1) = 7.056$, $p = 0.008$, $ES = 0.383$, $\chi^2(1) = 5.817$, $p = 0.026$, $ES = 0.251$, $\chi^2(1) = 52.828$, $p = 0.000$, $ES = 0.433$ 。ハイライトのセルは5%水準で有意な差があるセル。

か。

(2) 弁護士を知った経緯と弁護士に相談しなかった理由

弁護士相談の想起から相談までの過程について、まず、弁護士を知った経緯を2類型で比較してみよう。弁護士相談を想起するというこの意味あいにも差がある可能性がある。

【図表 18】は、弁護士に相談したケースにおける、弁護士を知った経緯を示している。相談した専門相談機関（30種類）のうち「もっとも印象に残っている」機関に関する回答であるので⁴⁷⁾、弁護士に相談したケースの一部（59ケース中45ケース = 76.3%）であり、かつバイアスがありえるが、全体と大きな違

47) 最も印象に残っている機関として回答があった機関のうち17.2%が弁護士・法律事務所であった。本文で示したように、弁護士に相談したケースで、弁護士を最も印象に残っていると回答した比率は76.3%である。

【図表 18】 弁護士を知った経緯（最も印象に残った機関として
 弁護士を挙げたケースが対象）

	旧知	インター ネット	家族・ 同僚・ 友人の紹介	別の機関・ 団体・専門家 の紹介	広告・ 看板・ 案内	<i>n</i>
経験あり・ 当てあり	35.7%	10.7%	17.9%	28.6%	7.1%	28
経験なし・ 当てなし	7.1%	42.9%	35.7%	21.4%	14.3%	14
全体	26.2%	21.4%	23.8%	26.2%	9.5%	42

注：ハイライトは、5%水準で経験・当てあり層と経験・当てなし層で有意差がある。
 複数回答あり。

いはないと仮定する。

第一に、2 類型共通して旧知および家族・同僚・友人の紹介が多い。信用財性・経験財性が明確に現れているデータである。経験・当てなし層でも、何らかの方法で身近に弁護士を紹介してもらえる人を見つければ弁護士に相談する確率が高まる。また、経験・当てがなくても、旧知の弁護士や身近な人に紹介された弁護士に相談する人が存在することがわかる。

第二に、弁護士以外の機関・団体・専門家の紹介の比率も、2 類型共通して高い。広い意味で信頼できる人（機関）の紹介と言えるが、旧知の専門家などによる紹介と初めて相談した専門機関による紹介の双方を含みうる。司法アクセスを経験・当てなし層にも拡大するためには、重要な役割を果たす経路である。その場合、信用財性に鑑みて、専門機関の相談担当者は、弁護士相談が必要と判断されるケースについて、経験・当てなし層の不安を配慮し、安心して信用できる弁護士につながるような助言を適切に行うことがきわめて重要になる。相談機関が特定の信用できる法律事務所、弁護士を紹介するルートを確立することも積極的に進めるべきであろう。日本の相談機関、とりわけ、自治体や国の相談機関は、特定の弁護士や法律事務所を紹介したり推薦する行動を極端に嫌う傾向が強いが、利用者の権利・利益を実現し、本気で支援するという視点にたてば、真剣に考え直すべき慣行である⁴⁸⁾。

48) 公務員の中立性や、民事不介入といった観念が援用されることが多いようであるが、責任回

なお、経験・当てあり層でも他の機関などの紹介という経路の比率は高く、複数回答ありではあるものの、この層の弁護士相談率が高いのは、旧知の弁護士に相談しているためだけではないことが示唆されている。

第三に、2類型で有意差があったのはインターネットだけである。経験・当てなし層の方が多い⁴⁹⁾。インターネット情報という経路は、特に利用経験・当てなし層にとって弁護士アクセスを拡充する効果が期待される。この点については後に詳しく扱う。

以上をまとめると、弁護士に相談することを考えて実際に弁護士に相談する経路は依然として⁵⁰⁾、人的な信頼に基づくネットワークが基本である。この点で、経験・当てなし層は不利である。これに対して、より普遍主義的な経路として、法律相談3機関や自治体・国の各種相談機関、およびそれらを通じた紹介と、インターネットや広告などがある(濱野 2009b: 94-97, 2018b: 119-128)。前者は2類型どちらにおいても、それなりの比率を占めているが、経験・当てなし層で法律相談3機関相談率が低い点に鑑みれば、このルートが彼らにとってネックになっている可能性がある。また、今回調査のデータはインターネットが、特に利用経験・当てなし層にとって重要な経路となっていることを示唆している。但し、その経路の効果については慎重な吟味が必要であり、その一端を後に試みる。

次に、弁護士相談を考えたが実際には相談しなかった理由を2類型間で比較

避の遁辞に聞こえる。税金に基づく公共サービスである点を認識し、「お役所仕事」から脱却すべきである。もっとも、たらい回しではなく、確実に他の専門家につなぐという行為は、自らの手を離れたあと、どのような対応をされるか把握できないので、責任感が強い担当者ほど慎重になるかもしれない。したがって、たとえば、不満や疑問があったら遠慮せず戻ってくるようにと伝えた上でつなぐなどの工夫が必要である。この点でも、自治体が任期付き公務員として弁護士を多数雇用し、彼ら・彼女たちが、外部の法律事務所や弁護士とつなぐ役割を果たす仕組みを構築することが期待される。

49) 経験・当てなし層でインターネットで知ったと回答したケースには、わずかだが、他の経路も重複して回答しているケースが含まれている。他方、経験・当てあり層でインターネットで知ったケースは、全て、インターネットのみを回答している点は興味深い。但しサンプルサイズが小さい点に注意する必要がある。

50) 日本の経験的研究として六本(1971: 274-278, 302-311)は、1959年から1965年の間に東京都文京区の住民が経験した紛争ケースの分析に基づき、法機構との社会構造上の距離が弁護士など公式法機構の使用を規定する重要な因子であると論じ、職業上の法機構常用と親族・知人・職場などの特殊主義的な関係に基づく弁護士・非弁護士専門家の利用というパターンを析出した。このパターンは社会や文化の違いを超えた普遍的な要素を持っているかもしれない。

【図表 19】 弁護士に相談することを考えたが、相談しなかった理由

	費用が高そう	重大とは思わなかった	法的問題とは思わなかった	時間がかかりそう	相談する方法がわからなかった	信用できなかった	世間体が悪い	家族・知人に反対された	その他	n
経験あり・当てあり	23.5%	17.6%	5.9%	13.7%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	33.3%	51
経験なし・当てなし	32.2%	19.8%	12.4%	9.0%	9.0%	2.8%	4.0%	2.3%	8.5%	177
全体	30.3%	19.3%	11.0%	10.1%	7.0%	3.5%	3.1%	1.8%	14.0%	228

注：DK（11）、NA（22）を除く。質問票で「最も重要だったものを1つ」選択させている。Fisherの直接法（モンテカルロ・シミュレーションによりp値を算出）により検定。p<0.01。ハイライトは5%水準で有意差あり。

する。そもそも弁護士相談を想起しない点と並んで、弁護士相談率の差をもたらしている重要な障害要因がここに潜んでいる。

【図表 19】がその結果である。2類型間で有意差があるのは「相談する方法がわからなかった」と「その他」で、前者は経験・当てなしの方が多い。「その他」は逆である。それら以外は「費用が高そう」を筆頭に（30.3%）、定番の理由が並んでいるが、有意差があるとは言えない。重要なのは、「費用が高そう」、「重大とは思わなかった」、「法律問題とは思わなかった」、「時間がかかりそう」といった上位に並ぶ理由が、当該ケースの具体的事情に照らしてリアルなものなのか、通念に縛られたものなのかということである。

まず、司法制度改革を経ても、弁護士相談を考えても「相談する方法がわからない」ため、弁護士に相談しなかったケースが経験・当てなし層では少なくないのが実態である。経験・当てありでは該当者はなく、母集団でも少ないだろう。経験・当てなし層が抱える困難な状況を示唆している。

また、留意すべきは、同じ理由であっても、2類型間では意味を異にする場合がありうる点である。2類型間では、平均的にみて、弁護士や法制度の利用経験や法律知識の点で差がある。「費用が高そう」、「時間がかかりそう」、「重大とは思わなかった」などの意味合いは2類型の間で異なっているケースがあるかもしれない。経験・当てなし層の方が、漠然とした通念としてそのように感じているケースが多いのではないか。そうした判断が適切ではないケースも含まれているだろう。また、経験・当てなし層では、漠然とした通念を身近な人とのやり取りを通じて現実に即したものに変わっていく機会が少ないかもしれない。この点でも、経験・当てなし層にはハンディがある。

なお、「世間体が悪い」、「家族・知人に反対された」という理由が、経験・当てなし層で見られる点が注目される（有意差があるとは言えないが）。この点に関連して、「その他」の自由記述には、同様の理由が特に経験・当てなし層で見られる。

「その他」の自由記述は多岐に渡っており、「相談してもお金のない人から取れないから」、「とりあえず自分が対応しようと考えた」、「その後の様子を見るため」、「相手と関わりたいくないから」、などは合理性を感じさせる理由である。

他方、経験・当てあり層ではほとんど見られず、経験・当てなし層でかなり多かったのが、相手との（人間）関係を配慮して弁護士に相談しなかったケースである。「“弁護士”を相手が嫌い。^(ママ)感情的になったから」（兄弟間の相続トラブル、40歳代女性、政令指定都市以外の市在住）、「相手が弁護士に会わないと言っていた」（娘の離婚、政令指定都市在住）、「人間関係がある」（上司のセクハラ、50歳代女性、政令指定都市以外の市在住）、「第三者をはさむのが大変だと思った」（仕事中の運転事故被害者、相手は地元の中小企業・個人商店、50歳代男性、政令指定都市以外の市在住、相手方に弁護士が付いたケース）、「相手が大病院だったから」（手術のトラブル、50歳代男性、政令指定都市在住、後出）などである。

このような理由が、いかなる要因によって生じているのかは、今後の研究課題であるが、自由記述から判断すると、回答者自身の意識・観念の要因と、相手との客観的關係およびそれをどう認識するかという要因が作用している様子が見え、それが、地域特性の影響をも受けている可能性を感じさせる。東京などの大都市では、現在では、このような、いわば伝統的な意識よりも、法と権利について知識を得て、場合によっては弁護士に相談するという意識・態度がある程度常識化している可能性が高いのではないかと考えられる。

この点で、地域間で差があるかもしれない。東京と他地域との間で、前記のように2類型間で弁護士相談率に差がある原因の一つは、相手との人間関係をあまり配慮しない人が東京では相対的に多いためかもしれない。もしそうであれば、司法制度改革の影響だけでなく、東京以外の地域、とりわけ小都市や町村部における人間関係の固定性・濃密性と、東京の人間関係の流動性・希薄性とが弁護士相談率の差に関連しているかもしれない。

相談を考えたのに実際には相談しなかった結果をもたらすメカニズムについて

では、先行研究では、ほとんど明らかになっていない。データに基づく精密な分析が今後の課題である。

2 弁護士相談率を高めるための対処策

以上の分析を基礎に、経験・当てなし層の弁護士相談率を高める方法を検討する。2類型間の弁護士相談率の差は合理的に許容される程度ではないという想定を前提としている。「法接触の社会組織」仮説が正しいとした場合、2類型間に弁護士相談率の差があるのは当然であるが、それでも、両者の相談率の差がどの程度であるべきかは議論の余地がある。適正な差の水準を論じることは困難であるが、本稿では、相談率の差は大きすぎると仮定して、対処策の検討を試みる。

本稿が提示した弁護士相談に至るトラブルの3段階仮説（①遭遇、②認知、③アプローチ）に従えば、まず、①遭遇に由来する相談率の差への対策は対象外とする。対処すべきは②認知と、③アプローチの段階である。

②の弁護士に相談すべき（できる）問題に遭遇しているにもかかわらず認知しないという現象は、経験・当てなし層で、より頻繁に見られるというのが本稿の仮説である。対処策として既に政策的に展開されているのがアウトリーチと司法ソーシャルワークである。潜在的弁護士ニーズが存在している可能性が高い場所に弁護士が赴いて、本人や本人と信頼関係がある支援者などの法律問題認知を促す政策である（濱野 2016, 佐藤 2017）。そのほか、法教育も、法律問題の認知を容易にしうる⁵¹⁾。インターネットやテレビなどを用いた弁護士による広告も、法律問題の認知を促す効果があるかもしれない。法令の制定や裁判例の報道は法律問題の認知を促す効果があると考えられるが、積極的に法令や裁判例の広報を行う政策も選択肢の一つである。

法律問題として明瞭に認知していないケースでも専門機関への相談に踏み切る場合がある。[図表 20] が示すように、自治体担当部署（法律相談以外）や消費生活センターなど法律相談以外の機関への相談率は経験・当てなし層も低くない。問題は、そのような機関に赴いたにもかかわらず、弁護士相談が必要

51) 日本の法教育の目的と限界について橋場（2021: 63-117）参照。社会的に排除され、法制度に背を向けている（「法拒絶」と橋場は表現する）人々にとって、現在の日本の法教育には限界があると橋場は論じている。

[図表 20] 弁護士以外の主要相談機関への相談率

		法律相談 3機関 相談率	自治体 担当部署 相談率	警察 相談率	消費生活 センター 相談率	総合労働 相談コーナー 相談率	裁判所 相談率	司法 書士 相談率	その他法律 専門職 相談率
150万円 未満	経験あり・ 当てあり	8.9%	1.8%	8.9%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	経験なし・ 当てなし	1.1%	1.6%	6.1%	2.1%	0.8%	0.3%	1.3%	0.0%
150万円 以上	経験あり・ 当てあり	25.0%	5.8%	5.8%	3.8%	1.9%	7.7%	7.7%	7.7%
	経験なし・ 当てなし	11.0%	6.0%	5.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	5.0%
金銭換算 不能	経験あり・ 当てあり	11.4%	4.5%	6.8%	2.3%	4.5%	0.0%	2.3%	2.3%
	経験なし・ 当てなし	3.6%	6.9%	5.2%	0.0%	1.2%	0.8%	0.4%	0.8%
全体	経験あり・ 当てあり	15.1%	3.9%	7.2%	2.0%	3.3%+	2.6%+	3.3%+	3.3%
	経験なし・ 当てなし	3.3%	4.0%	5.7%	1.4%	1.1%+	0.7%+	1.1%+	1.0%

注：ハイライトは5%水準で有意差があるセル。+は10%水準で有意差があるセル。

(適切)である場合に、弁護士に相談する過程が妨げられていないかということである。相談担当者の法的知識・意識・助言の仕方と、当該相談機関と法律相談・弁護士との連携関係の存否が問題になる。この点は後に扱う。

③の弁護士へのアプローチ段階の障害は、弁護士相談を考えるか否かと、考えて実際に弁護士に相談するまでの過程に区別できる。前者は①の認知と密接しているので、①の対策において、あわせて弁護士利用の効用と利用条件を正確に伝えて閾値を下げる必要がある。各種相談機関から弁護士に確実につなぐプラクティスの確立も望まれる。また、別途、弁護士の敷居を低くする対策が重要になる。司法ソーシャルワークの実践の中に参考になる例が多い。たとえば、弁護士との連携に少しでも関心のある福祉関係者を手始めに、弁護士自身の人柄を知ってもらう機会を積極的に作り、「顔の見える関係」を形成しておくことは福祉関係者の閾値を下げる効果がある(濱野 2016)。その福祉関係者が地域連携ネットワークのキーパーソンであれば、その地域に潜在する弁護士ニーズが顕在化する確率が高まる。これは認知だけでなく、実際に弁護士につながる過程への対策でもある。弁護士サービスの信用財性・経験財性に正面から対応した方策である。

弁護士相談を考えてから相談するまでの過程における障害については、前記の弁護士を知った経緯を示す〔図表 18〕が参考になる。

第一に、インターネット情報は、特に経験・当てなし層にとって、弁護士を知り実際に相談する重要な契機になっている。弁護士広告の規制緩和とスマートフォンの普及の効果である。しかし、弁護士サービスの信用財性・経験財性に鑑みれば、インターネット情報だけで弁護士相談に踏み切るにはなお敷居が高い。また、その敷居を越えて、インターネット情報のみによって弁護士相談に踏み切ったケースにおいて、適切な対応が弁護士によってなされたのか、相談した人は満足しているのかは、経験的データによって明らかにされるべき事柄である。その点について次の3で分析を試み仮説を提示する。

第二に、相談機関からの紹介という経路も、身近な人に弁護士を紹介して貰える確率が低い層にとって重要である。

しかしながら、経験・当てなし層の法律相談3機関利用頻度は相対的に低い（〔図表 20〕）。トラブルの金銭換算額で層別しても法律相談3機関相談率は2類型間で有意差がある。トラブル属性の影響をコントロールしても利用経験・当てなし層の法律相談3機関の相談率は低いのである。少額、高額、換算不能どのグループでも、経験・当てなし層の3機関相談率は低い。彼らの「弁護士」や「法律問題」の認知・アプローチの閾値が高いことを示唆している。「弁護士」や「法律」の敷居を低くする対策がこの点に関しても必要であるものの、このルートを開拓する即効性のある方策はないかもしれない。この層の「法律」に対するハードルが異常に高い様子がうかがえる。

これに対して、法律相談以外の相談機関の利用頻度には2類型間で差があるとは言えない（〔図表 20〕）。自治体担当部署、警察、消費生活センターの相談率はトラブルの金銭換算額で層別しても層別しなくても差があるとは言えない。総合労働相談コーナー、裁判所、司法書士は、層別しないと10%水準で2類型間で有意差があるものの、金銭換算額で層別すれば差があるとは言えない。その他の法律専門職の全体は5%水準で2類型間で有意差があるが、金銭換算額で層別すれば差があるとは言えない。これらの機関相談率が層別すると差があるとは言えなくなるということは、2類型間で経験するトラブルの金銭換算額に差があり、それが層別しない全体の各相談機関相談率の差を表層的（擬似的）にもたらしていることを示唆しているのであり、2類型間で実際には相談率に差があるとは言えないことを示唆している。

問題は、これら法律相談3機関以外に相談したケースで、そこから弁護士につながるべき場合、あるいは、本人が弁護士相談を考えている場合に、適切な対応が窓口でなされているのかという点である。この点に関する調査データはないが、経験・当てなし層の場合、法律相談3機関への相談率が低いだけに、特に重要な課題となる。この点を相談機関の窓口担当者は強く意識し、法テラスや法律相談3機関、弁護士・法律事務所との連携関係、できれば「顔の見える関係」の形成を進める必要がある。

また、隣接法律専門職者(司法書士、税理士ほか)の対応も重要である。[図表20]が示すように、司法書士、その他の法律専門職いずれも、2類型間で相談率に有意な差はないものの、経験・当てなし層にとって弁護士より敷居が低い存在であり、弁護士数の少ない地域では長年、弁護士に代替する機能を果たしてきた。他方、非弁活動および合法性が不明確なグレーゾーンの活動が隣接法律専門職者の中で生じがちであること⁵²⁾と、弁護士につながるべきケースで

52) 弁護士法72条に違反するか否かが不明確なグレーゾーンは広大であり、弁護士供給数を人為的に制限している現行制度のもとで、長年、非弁護士によって代替的に充足されてきた。非弁護士には隣接士業のような資格者もいれば、各種コンサルタントのような法律関係の資格は持たないが実務経験の豊かな者、さらには反社会的勢力も含まれる。近年の弁護士数の大幅増加のもとで、非弁規制は弁護士会、裁判所、検察庁レベルで強化されている印象があるが、非弁護士による代替の充足が不要な水準にまで、弁護士数が達しているかは疑問である。弁護士法72条の解釈につき、日弁連はいわゆる事件性不要説を採り(日本弁護士連合会調査室編著2019:648-649)、法務省・検察庁は事件性必要説を採ってきた(法務省2003、司法制度改革推進本部事務局2003、関連して、小山2011参照)のであり、根本的な論点で対立していた。比較的最近、弁護士法72条に関する最高裁判例(最高裁平成22年7月20日第一小法廷決定)が現れたが、本件を担当した最高裁調査官は、調査官解説において、本決定を「事件性必要説に親和的な立場」であると言えるかもしれないと評しつつ事例判断であると位置づけている(三浦2013:153)。その趣旨は、従来の議論のように事件性の有無という基準のみによって72条違反の成否を画するのではなく、事案の類型(事例判例における判決要旨にいう「場面」)ごとに、重要な事実または事情を細かく確定し、72条違反の成否を判断するアプローチをとるべきであるという主張のように解される。現状では依然として、弁護士法72条の適用にあたって違法性を判断する基準として不明確な部分が残っている(三浦2013:146,151注26,153-154)。より根本的には、弁護士72条による規制が、目的達成の手段として合理性があるのか(職業選択の自由との関係)という憲法上の論点がある。なお、高中(2020:346)が、上記最高裁決定につき、その後の下級審裁判例を見ると、「この判例理論は確立しつつあるものと考えられる」と指摘している点も注目される。弁護士法72条問題については、日本弁護士連合会調査室編著(2019:638-645,655-658)、高中(2020:337-367)、遠藤編著(2019)、三浦(2013)、小山(2011)、長谷部(2004)、大野(1972)、宮川(1984,2000)、廣田(2006:107-112)、遠山(2009)、松尾(2019)、石田(2020)を参照、『自由と正義』60巻11号(2009年)、同67巻12号(2016)、同71巻8号(2020)の各特集も参照。さらに、近年、遠藤編著(2019)は、「法律

適切な弁護士につながられているのかという点⁵³⁾で課題がある。

3 インターネット広告の現状と課題

インターネット情報は、特に経験・当てなし層にとって重要である。彼らが弁護士に相談したケースでは、家族・友人・同僚の紹介と並んで最も多く挙げられている経路である（〔図表 18〕）。この経路は、経験・当てあり層では有意に少ない。

司法制度改革以前は弁護士広告が厳しく制限され、かつ、インターネットの利用率が低かったので、経験・当てなし層にとって弁護士アクセスは著しく制限されていた。弁護士の側にも、紹介者が不在「飛び込み」案件は扱ってはならないという考え方が広く見られた。筋の悪い案件を避ける点で一定の合理性があるものの、弁護士数が著しく制限され、競争を意識しない状況⁵⁴⁾が長く続いていた時代のプラクティスである。弁護士間の競争制限と個人・企業の司法アクセス制限は表裏一体だった。これがわが国の「小さな司法」の一面である⁵⁵⁾。

事件」の意義に関して法的判断基準説を提唱している。法的判断を要しない定型的な事務を弁護士法 72 条の適用対象外とするともに、それ以外については事件性不要説とほぼ同様の結論になると考えられる。なお、本注を含め本稿における弁護士法による非弁規制に関する記述に関しては、立教大学大学院法学研究科博士前期課程（プロフェッショナル・コース）在籍中の安部佑汰朗君を指導する過程での同君との議論から多大な示唆を得た。記して謝意を表する。

53) 弁護士法 72 条は、非弁護士が報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務の取扱いや、その周旋をすること（弁護士への周旋を含むと解されている）を業とすることを禁止し、同 74 条は利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示または記載をしてはならないと規定し、いずれも刑事罰を課しているが、同 27 条は、そのような非弁護士との提携（事件の周旋を受けること）を弁護士に対して禁じ、刑事罰を課している。解釈について日本弁護士連合会調査室編著（2019: 245-248）、高中（2020: 138-140）参照。このような弁護士法による現行の規制については、非弁護士（とりわけ隣接法律専門職者）から弁護士にケースをつなぐための合理的なシステムを構築する必要があることを前提にした上で、現行弁護士法による規制が適切なのか、という観点からの再検討が必要である。この点につき、司法制度改革以前の論考であるが依然として示唆に富む大野（1972）、宮川（1984, 2000）および廣田（2006: 107-112）参照。非弁提携の現状に関する弁護士側の見方については高中 = 石田（2020: 97-112）参照。

54) 日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会編（1988: 150-151）によれば、1980 年の全国の弁護士に対する調査において、「同業者間で競争にさらされていると感じ」ていない弁護士は回答者の約半数だった。

55) 「小さな司法」のもう一つの面は、行政優位型の統治機構（村山 = 濱野 2019: 22-24, 38-47, 180-211）と、それを基礎にした行政による紛争管理システムの広汎な展開（濱野

司法制度改革と関連して弁護士広告規制の緩和が実現し、弁護士増による競争と顧客獲得のための経営努力を一部の法律事務所に迫ったことは、インターネットとスマートフォンの普及と相まって、潜在的な弁護士ニーズの顕在化にある程度実現し、弁護士アクセスの改善に貢献していると評価できる。

しかしながら、インターネット情報に基づく弁護士アクセスには懸念もある。

第一に、インターネット上の弁護士情報には、法律事務所が自ら行う広告と、それ以外の、弁護士や法律に関するサイトがある。その質は様々である。かつ、マーケティングの目的で情報が示される場合が少なくない。その場合は歪み・偏りを伴う確率が高まる。

インターネット上に情報を公開している法律事務所の中には、インターネットによる集客をビジネス・モデルにしているところがあるだろう。その場合、電子メールや電話で初回相談を行い、対面の面談に進むか否かをスクリーンしているケースもあると考えられる。そのような法律相談のあり方の功罪は十分研究されているとは言えない。対面によらず、電子メールや電話のみによる法律相談で適切な助言ができるのか、そもそも疑問である。電子メールや電話でスクリーンすることを可としても、受任を断ったケースへのケアは消費者の立場にたてば望まれるが、現実はどうだろうか。

第二に、インターネット情報は、経験・当てあり層と、経験・当てなし層では、その意味を異にするかもしれない。経験や当てがある層にとって、インターネット情報は、自らの知識や身近な人からの情報で補完したり、セカンド・オピニオンとして用いることが可能である。インターネット情報の適否を判断する一般的能力も相対的に高いと考えられる。これに対して、経験も当てもない層の場合、インターネット情報の意味やその正確性を判断するのが容易ではない傾向があるのではないか。もっとも、そのような層の中にも、法的リテラシーの高い人が含まれているかもしれないし、経験と当てがあってもインターネット情報を正しく評価できるとは限らない。しかし、インターネットの弁護士・法律情報を、自分の経験や身近な人とのやり取りで吟味できるか否かは、重要な違いである。この点で、経験・当てなし層がアクセスしやすい自治体担当部局（法律相談以外）や消費生活センターなどは、インターネット情報を相

2004) である。この点について濱野(2022) 参照。

談者とともに参照して、適切な弁護士・法律事務所を探すという支援行動も必要であろう。その際、適切な助言を行うことがインターネット情報の限界を補う上で大切になる。

以上のような懸念について、今回の調査データを参照して検討する。サンプルサイズが小さいので仮説形成のための予備的分析である。

インターネットを通じて弁護士を知り相談したと回答したのは経験・当てあり層で3件、経験・当てなし層で6件だった。インターネットで知った弁護士に相談できてよかったと本人が評価しているのは前者で2件、後方で3件、よかったとは思わないと答えたのが後方で1件、どちらとも言えないと答えたのが前者で1件、後方で1件である⁵⁶⁾。

経験・当てなし層で、インターネットで知った弁護士に相談して「良かった」と答えた3件について検討する。

まず、近畿地方の政令指定都市在住の大卒男性、常勤雇用の管理職だったが、「懲戒解雇の撤回と元の職場への復帰」を一番望んでいたケースで、まず弁護士会法律相談に行き、次にインターネットで調べて弁護士を知った、30分～1時間以内のところ⁵⁷⁾にある法律事務所の弁護士に相談した（法テラスへの相談も考えたが、「相談する方法がわからなかった」とする）。弁護士に交渉を任せるとともに、自分でも交渉し、解雇を撤回させたが、結局退職し、給料が下がったとする。費用総額（弁護士報酬以外を含む）は100万円以上である。その弁護士に満足しているかとの問いに「そう思う」と答えている。インターネット情報を通じて弁護士に出会え、その対応に満足できたケースと言えよう。本人の法的リテラシーは低くない印象である。

次は、西日本の政令指定都市在住の専業主婦（高専・短大卒）で、離婚に際し、養育費の額、面会交流の条件（19歳以下の子供が2人）、家のローンにつき話し合いで折り合いがつかず調停で離婚が成立したケースである。法律事務所はインターネットで知り、家族・同僚・友人からの紹介もあったとする。30分～1時間未満のところの事務所で、支店網を持つ中規模の弁護士法人である。司法書士、法テラスも考えたが、いずれも「相談する方法がわからなかった」。「最初に話を聞いてもらった弁護士さんとは別の弁護士さんが担当にな

56) この問いについては経験・当てなしで無回答が1件あった。

57) 質問票では「自宅または職場のどちらか近い方から」と記している。

り、最初の弁護士さんよりも経験も知識も少し不安がありました。しかし一生懸命頑張ってくれました」と自由記述欄に記載があり、回答者の満足度は低くない(その弁護士に満足しているかの問いには、「どちらかといえばそう思う」としている)。費用総額は10~50万円未満である。インターネットだけでなく、家族などの紹介もあった点も重要である。インターネット情報のみで相談したケースとは区別されるべきであろう。インターネット情報がよい結果につながったケースと言える。

3番目は、東北地方の人口20万人以上の市在住の専業主婦の女性(20歳代、高専・短大卒)、離婚後、「取り決めた養育費がきちんと入金されておらず、催促しても言い合いになる」というケースである。裁判所手続の利用経験ありと答えているので離婚調停が成立していたのかもしれない。インターネットで知った30分~1時間未満のところにある事務所の弁護士に相談、1~2時間以内の相談後、自分で相手方と交渉し、委任はしていない。相談は役に立ったかという問いには「どちらかといえばそう思う」とし、満足しているかには「そう思う」とする。「慰謝料、養育費をきちんともらうこと」が一番望んでいたことであるが、実現できたかとの問いには「どちらともいえない」とするものの、現状については「どちらかといえば満足できる」と答えているが、経済的には苦しくなったとしている。主観的には、インターネットで知った弁護士に相談できてよかったとしているケースであるが、弁護士の助言が適切であったかは判断が困難である。

以上の3件はインターネットで知った弁護士に主観的に満足しているケースであり、最初の2件は客観的にもよい弁護士に出会えたケースではないかと推測されるが、最後のケースについては、弁護士がもう少し対応できた事案ではないかとも感じられる。

これに対して、経験・当てなし層で、インターネットで知った弁護士に相談して「良かったとは思わない」と答えたケースが1件ある。関東地方の人口20万人以上の市在住の女性(家族従業者、事務職)で、離婚を望んでいるが、子供の養育費などで合意できなかった事案である。1番目にインターネットで知った弁護士に電話・メールのみで合計3~5時間相談した(相談料は1~2万円)。「交渉をまかせたのに、事務所側の問題で解決できなかった」とする。「無駄な時間と費用を使った。不満しかありません」と書いている。法テラスへの相談も考えたが相談しなかった。弁護士に相談した同じ月に司法書士会の法

律相談に行き、その4ヶ月後に司法書士に相談している。トラブルは「まだ続いていて、前より深刻になっている」とする。弁護士側の事情は不明であるが、弁護士と本人の間のコミュニケーションがうまく行かなかったことは間違いない。電話・メールのみの対応でこのような結果となったのであれば、弁護士の対応として問題があったと言うべきではないか。その結果、本件のような紛争事例で司法書士会法律相談と司法書士に相談したという成り行きは、わが国の司法アクセス障害の深刻さを示唆している。

弁護士に相談してよかったかという問いに「どちらともいえない」としたケースも経験・当てなし層で1件あった。競馬情報会社による詐欺事案で、甲信越地方の人口20万人未満の市在住の70歳代・無職の男性が当事者で、調査時の2年半あまり前に発生したケースである。競馬情報会社に100万円以上振り込んだものの連絡が取れなくなり、まず、東京の行政書士に相談したが「埒があかず」、インターネットで調べた東京の弁護士に電話・メールで相談した。30分5万円の報酬で当該会社との交渉を依頼したが、当該会社を特定できないとの回答だったようである（弁護士がしてくれたことへの回答として自由記述欄に「相手が特定できない（雲隠れ）」と記載）。

インターネットを調べると、競馬情報会社による詐欺事件は多発していて、被害者も多いようである。この種の事案を扱うとする弁護士の広告も散見される。自由記述欄記載の競馬情報会社をインターネットで検索すると、被害者の書き込みが多数寄せられており、被害者を生みながら営業を継続していたものと思われる。

甲信越在住の高齢者がインターネットで東京の行政書士と弁護士に電話（あるいはメール）で相談するという方法の適切性には疑問がある。しかしながら、身近な消費生活センター、弁護士、警察に相談することは、特に本件のような事案の場合、地方在住者には躊躇されるのかもしれない。実際、家族・親族、友人・知人などには相談していない。居住県は弁護士が少ない地域であり、遠方の弁護士に電話相談するのは何もしないよりはよいだろう。しかし、本件の弁護士にもう一步踏み込んだ対応を期待するのは無理なのだろうか。本人の法的リテラシーは高くない様子がかがえる。

以上からは、インターネットによる弁護士探索の問題点を仮説として提起できる。

弁護士の急増とスマートフォンの普及とともにインターネットによる弁護士

情報の提供が活発に行われている。紹介者無しの顧客獲得を戦略的に採用する法律事務所も増えているだろう。司法アクセスの観点からは、弁護士アクセスを促進する効果がある(濱野 2018b: 119-121)。実際、先に挙げた三つのケースや、経験あり・当てなしの人で次のケースはそのような例である。大都市圏の人口20万人未満の市在住の40歳代の常勤職勤務の男性(大卒)で、インターネットを通じて知った弁護士に依頼した解雇・雇い止めの事案で、「つとめていた会社の試用期間中に、大したミスもしていないのに、試用期間での、期間満了となり、納得がいかなかった。ので(ママ) 弁護士を立て」、交渉してもらった結果示談金140万円を得た。結果に満足しており「親身になってくれて感謝している」と述べている。費用は10~50万円であった。

しかしながら注意も必要である。インターネット広告のクオリティは制度的な保障を欠いている。加えて、前記の関東地方在住の女性の離婚のケースや甲信越地方在住の高齢者で競馬情報会社による詐欺事案は、インターネット広告で集客し、電話やメールでの相談のみによって受任するビジネス・モデルを採用している法律事務所があることを示唆している。そのような業務に課題がないかは検討の余地がある。また、そのようなビジネス・モデルの場合に、受任しない案件への対応が経営効率の観点からなおざりにされる可能性がある。そうした事情を一般の消費者が理解することは容易ではない。

以上のように、経験・当てなし層の中に、インターネット情報によって弁護士にたどりつくケースが増えている様子うかがえるが、利用者の法制度リテラシー、弁護士の質、運が重要になる。親族・知人の助言が加わるとよいかももしれない⁵⁸⁾。先に挙げた政令指定都市在住の専業主婦で、離婚に際しインターネットで知った支店網を持つ中規模の事務所に相談し弁護士に依頼したケースでは、満足している様子うかがえたが、親族・知人の紹介もあったと回答している。また、自宅・勤務先から約1時間以内のところ事務所有ることはインターネット経由の場合も重要である⁵⁹⁾。先に挙げたケースでも、電話・

58) Sandefur (2012: 245) は、アメリカにおいても、インターネットその他の弁護士広告がいかに普及しても、自分の弁護士利用経験あるいは知人などの紹介・推薦といった個人的な裏づけがないと、人々は弁護士を利用しにくいと述べている。

59) インターネットで弁護士を知った9ケースのうち、自宅・勤務先から1時間未満が6ケース、2時間以上が1ケース、電話・メールのみで相談が2ケース(いずれも利用経験・当てなし)である。1時間を超えるような遠方の場合、実際には足を運ぶことはためられる場合

メールのみによる相談と事務所に赴いた相談では結果が異なっている様子がある。1時間以内であれば容易に対面相談が可能であろう。

インターネット広告は、司法アクセスにとってプラスの面ばかりではなく、改善や規制が必要な要素も多いと指摘されている（高中 = 石田編 2020: 91-97）。母集団で、それがどの程度かを明らかにするには新たな調査が必要であり、今後の課題である。

4 専門機関相談の現状と課題

経験・当てなし層で弁護士を含む専門相談機関に相談したのは22.3%（172ケース）だった。相談した専門機関の内訳は〔図表 21〕の通りである。

2類型間で相談率に有意差があったのは、弁護士、法律相談3機関以外では、弁護士・司法書士以外の法律専門職、政党・政治家、その他であり、いずれも経験・当てあり層で相談率が高かった。経験・当てあり層の階層的偏り、人脈の豊かさを示唆している。

経験・当てあり層では、相談率の上位から順に、弁護士（圧倒的に高い比率）、自治体法律相談、警察、法テラス、病院、自治体担当部署となっている。これに対して、経験・当てなし層で、相談率が高いのは上位から、警察、自治体担当部署、病院、弁護士、業界団体・業者、自治体法律相談である。両者の違いはここにも現れているように見える。

コントロールのためにトラブル類型別に層別して、相談した機関の上位を見ると〔図表 22〕のようになる。

このデータはサンプルサイズが小さいので、母集団について推計することはできない。件数の差もわずかであるものが多いため、順位の違いは、意味のあ

が多いかもしれない。インターネット経由以外を含めた弁護士相談ケース全体でも約6割が1時間以内である。

インターネット情報がいくら高度化しても、弁護士が増えることにより法律事務所が身近に存在するようになることが意味を持つ。また、メールや電話のみで法律相談をしている様子や、さらには受任までしている様子がある弁護士もケース中に散見されるが、対面したことのない依頼者に電話のみで適切な対応ができるのか疑問の余地がある。自由記述からは、電話相談により回転を高めて少額の報酬を得ながら、利益率の高い案件を拾うというビジネスモデルの法律事務所が存在する様子があるが、法専門職の理念に照らして妥当性を検証する必要があるようである。電話やメールの対応を誰が行っているかも論点になる。オンライン面談が普及しても限界があると思われるが、電話よりはオンライン面談の方が依頼者にとってリスクが小さいかもしれない。

【図表 21】 相談した専門機関の内訳（複数回答あり）

	自治体法律相談	自治体担当部署	警察	消費生活センター	法テラス	総合労働相談コーナー	年金事務所	その他の国の行政機関
経験あり・当てあり	8.2%	3.8%	6.9%	2.5%	6.9%	3.1%	0.0%	0.6%
経験なし・当てなし	2.2%	3.9%	6.0%	1.3%	1.3%	1.0%	0.5%	0.3%
	裁判所	弁護士会法律相談	弁護士	司法書士会法律相談	司法書士	その他の法律専門職	民生委員	
経験あり・当てあり	2.5%	3.1%	23.3%	1.3%	3.1%	3.1%	0.6%	
経験なし・当てなし	0.6%	0.9%	2.3%	0.8%	1.0%	0.9%	0.4%	

	社会福祉協議会	地域包括支援センター	福祉(介護)施設	ケアマネージャー	成年後見人等	病院等	学校・教員	保険会社	
経験あり・当てあり	0.6%	0.6%	0.6%	1.9%	0.0%	3.8%	0.0%	3.1%	
経験なし・当てなし	0.4%	0.5%	0.5%	1.4%	0.1%	3.4%	0.3%	1.8%	
	金融機関	業界団体・業者	NPO等	自治会・マンション管理組合	労働組合	政党・政治家	相手方の窓口	その他	n
経験あり・当てあり	1.9%	1.9%	0.0%	0.6%	0.0%	3.1%	0.0%	3.1%	159
経験なし・当てなし	0.4%	2.3%	0.5%	0.8%	0.8%	0.0%	0.1%	0.5%	773

注：ハイライトは5%水準で2類型間で有意差があるセル。

る違いであるとは言えない。しかしながら、2類型間のパターンの違いを示唆しているものとして理解することはできる。

経験・当てあり層では、トラブル類型に分けても、高齢社会に特有の問題を除けば、全てにおいて弁護士が上位に来ている。近隣トラブル以外では、自治体担当部署が上位にくるトラブル類型も少ない。これに対して、経験・当てなし層では、貸金・不動産トラブルと家族トラブル以外では弁護士は上位に来ない。職場トラブルは2類型の違いを顕著に示している。経験・当てあり層では弁護士、労働総合相談コーナーが上位に来るが、経験・当てなし層では、弁護士は上位になく、労働組合が上位に来るほか、自治体担当部署や司法書士にも相談している。近隣トラブルについても経験・当てなし層で警察が多い点は特徴と言えよう。

【図表 22】 トラブル類型別の相談機関（2 類型別の上位）

	利用経験あり・当てあり					利用経験なし・当てなし				
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
商品・サービス	法テラス(3)	弁護士(3)	病院(3)	自治体法律相談(2)	警察(2)	消費生活センター(6)	業界団体・業者(3)	自治体担当部署(2)	警察(2)	
貸金・不動産	弁護士(5)	法テラス(3)	自治体法律相談(2)	警察(2)	金融機関(2)	業界団体・業者(5)	法テラス(2)	弁護士(2)		
職場	弁護士(6)	総合労働相談コーナー(5)	病院(2)			総合労働相談コーナー(7)	労働組合(6)	自治体法律相談(2)	自治体担当部署(2)	司法書士(2)
近隣	弁護士(5)	自治体担当部署(3)	その他(3)	政党・政治家(2)		警察(15)	自治体担当部署(9)	業界団体・業者(7)	自治会・マンション管理組合(6)	弁護士(3)
家族	弁護士(9)	自治体法律相談(6)	その他の法律専門職(5)	裁判所(3)	法テラス(2)、弁護士会法律相談(2)	自治体法律相談(10)	弁護士(9)	病院(8)	自治体担当部署(6)	
交通事故	弁護士(5)	保険会社(4)	警察(3)			保険会社(12)	警察(7)	自治体法律相談(3)	病院(3)	
高齢社会	ケアマネージャー(2)	その他の法律専門職(1)	地域包括支援センター(1)	病院(1)		ケアマネージャー(8)	警察(4)	病院(3)		
その他	弁護士(4)	自治体法律相談(2)	警察(2)	法テラス(2)	弁護士会法律相談(2)	警察(14)	自治体担当部署(7)	病院(7)		

注：括弧内はケース数。

既に見たように、経験・当てなし層は、弁護士相談率のみならず、法律相談3機関相談率も有意に低かった。この点を、専門機関相談全体のパターンの中で見てみよう。

【図表 23】は、専門相談機関（質問票に掲げた30の機関）に相談したケースについて、相談した順番を上位について示している。警察を別にすると、経験・当てあり層は、弁護士や法律相談3機関が圧倒的に多いのに対して、経験・当てなし層では、自治体担当部署（法律相談以外）、業者・業界団体が上位を占める。2番目の第2位に弁護士が、3番目の第3位に裁判所の相談窓口が登場するのみである。自治体担当部署と業者・業界団体は、経験・当てあり層では相談順の3番目までの上位には登場しない。

これに対して、弁護士に相談したケースでは、どちらの層でも大部分は早い段階で弁護士に相談している（【図表 24】）。他の相談機関に相談した後に、弁

【図表 23】 専門相談機関に相談した順番

	1 番目に相談				2 番目に相談				3 番目に相談				
	第 1 位	第 2 位	第 3 位	n	第 1 位	第 2 位	第 3 位	n	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	n
利用経験あり・ 当てあり	弁護士 (23.6%)	自治体 法律相談 (12.5%)	警察 (12.5%)	72	弁護士 (27.0%)	法 テラス (13.5%)	自治体 法律相談 (10.8%)	37	弁護士 (23.8%)	政党・ 政治家 (14.3%)	法 テラス (9.5%)	弁護士会の 法律相談 (9.5%)	21
利用経験なし・ 当てなし	警察 (18.6%)	自治体担当 部署(法律 相談以外) (12.4%)	業界 団体・ 業者 (10.6%)	161	警察 (12.3%)	弁護士 (10.8%)	病院 (9.2%)	65	警察 (14.3%)	自治体担当 部署(法律 相談以外) (10.7%)	裁判所 での 相談 (10.7%)	ケア マネ ジャー (10.7%)	28

【図表 24】 弁護士に相談したケースで、弁護士に相談した順番
弁護士に相談したケース中の比率

		1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目	6 番目 以降	n
今回調査	利用経験あり・ 当てあり	48.6%	28.6%	14.3%	5.7%	2.9%	2.9%	35
	利用経験なし・ 当てなし	50.0%	38.9%	0.0%	5.6%	5.6%	5.6%	18
前回調査	利用経験あり・ 当てあり	44.1%	36.4%	13.6%	5.1%	0.0%	0.8%	118
	利用経験なし・ 当てなし	30.0%	20.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10

護士に相談したケースは1~2割程度である。

このように、経験・当てなし層は、警察、自治体担当部署（法律相談以外）、業者・業界団体に早い段階で相談するケースが多数であるが、少数、弁護士に相談したケースでは、その大多数が早い段階で弁護士に相談している。

弁護士に相談したケースでは、早い段階で弁護士に相談しているのが二つの層で共通して多数であることは、弁護士相談が必要なケースの特徴として、深刻なトラブルだったり、典型的に弁護士に相談すべきケースであることが明白だったりすることが多いためかもしれない。他方、法律相談機関以外の相談機関や業者・業界団体への相談を経て弁護士に至るケースが少ないことは、前回調査でも指摘されていたが（村山 2009: 28, 42）、今回もその傾向が読み取れる。経験・当てなし層にとって、前記のように、弁護士・法律事務所以外の機関から弁護士を紹介されるという経路は重要な役割を果たすと考えられるが、現状

【図表 25】 もっとも印象に残っている相談機関

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	n
利用経験あり・ 当てあり	弁護士 (38.4%)	自治体 法律相談 (9.6%)	警察 (9.6%)	その他 (5.5%)	73
利用経験なし・ 当てなし	警察 (18.4%)	自治体担当部署 (法律相談以外) (11.7%)	業界団体・ 業者 (8.6%)	弁護士 (8.6%)	163

では、その経路は依然として確立していないようである。

最も印象に残っている相談機関も対照的であり、【図表 25】が示すように、経験・当てあり層では弁護士，自治体法律相談，警察が上位であり，経験・当てなし層では警察，自治体担当部署，業界団体・業者が上位である。但し，第 4 位に弁護士が登場する。関連する問いの回答を調べると，印象に残っているという回答は好印象を意味しているケースが多い。経験・当てあり層が弁護士や自治体法律相談を多く利用し，かつ好評価をしていることがわかる。

次に経験・当てなし層で，弁護士以外の機関に相談したケースを個別的に見てみよう。

弁護士に相談しないのもっともなケースが多いが，弁護士に相談してもよかつたと思われるものも散見される。網羅的な検討ではなく，目についた自由記述とその質問票の他の回答からの判断であり，統計的な手続に基づくものではないが，その類型をさしあたり三つに整理する。

第一に，自治体担当部署（法律相談以外）や消費生活センターなど行政の相談窓口相談したケースで，弁護士に相談してもよかつたのではないと思われるものである。第二に，隣接法律専門職に相談したケースで，弁護士に相談してもよかつたのではないと思われるものである。第三に，業界団体・業者に相談したケースで，弁護士に相談してもよかつたのではないと思われるものである。

第一類型の例は，まず，北陸の人口 20 万人未満の市在住の 30 歳代の女性が消費生活センターに相談したケースで，「購入した商品の金額が不当に高額で，ほぼさぎ（ママ）であった」（トラブルの金銭換算は 50～150 万円）という。弁護士相談を考えたが相談しなかった理由は「時間がかかりそうだった」からとす

る。自分たちで交渉し、返金を望んでいるが実現せず、現在は「うやむやになっている」。消費生活センターについては、相談時間は30分未満で、法的助言を期待したが、法以外の助言しか得られず、法的知識・法律以外の知識ともに持っていたとは思わない、トラブルに対応する上で役立ったとは思わない、相談してよかったかは、どちらともいえない、満足しているかも、どちらともいえないとする。具体的事情が不明なので、断定はできないが、弁護士か法律相談窓口には一度はアプローチしてもよかったケースではなからうか。このようなケースで簡単に弁護士に相談できない社会というものは、「法の支配」の理念に照らせば問題があると言うべきであろう。

消費生活センターは周知度も高く、消費者トラブルへの対応に実績があるが、深刻度が高いなど本来弁護士に相談すべき事案がもちこまれた場合、弁護士への繋がりが制度として確立しているとは言えない。この点で制度的対応が必要である。法テラスあるいは単位弁護士会の法律相談に繋ぐルートを制度化するべきではないか。行政と司法の連絡がハードルになって被害が救済されないケースが少なくないと推測される⁶⁰⁾。

次に、近隣トラブルのうち少なくとも次の3ケースは、行政の担当部局（法律相談以外）に相談したがトラブルは改善せず不満が残っているケースである。ある地方の町村在住の50歳代の男性（高卒後専修学校卒）は明治時代から酪農を営む家だが、1年前より隣人からの苦情、いやがらせが続き、自治体担当部局と警察に相談したが、話を聞いてはもらえるものの対処してもらえない。弁護士への相談は考えたが相談していない（重大な問題とは思わなかったからとする）。次に、近畿地方の人口20万人未満の市在住の60歳代の男性（高卒）のケースは、隣地の産廃業者が倒産し、山積された産廃物が所有地内に崩れ落ちているまま放置されているもので、業者は既に死亡している。行政に相談して調べてもらったが、相続人は「私に関係ないの一点張り」で、「どうすることもできないとのことでした」とのことである。弁護士、司法書士、法テラスへの相談は考えなかった。最後に、近畿地方の別の人口20万人未満の市在住の女性（70歳代高卒）は、近隣の豚屎尿処理施設からの異臭をトラブルとし、市役所経由で改善を申し入れても改善されない。弁護士への相談は考えた

60) わが国の「小さな司法」と「行政による紛争管理システム」とがセットになった構造の問題点と、それが変容しつつある点について濱野（2004, 2020b）参照。

が、「法律的な問題とは思わなかった」ので相談しなかった。司法書士、法テラスへの相談は考えなかった。

近隣トラブルに弁護士を用いることは一般化していないようであるが、行政に相談しても埒があかないのであれば、弁護士相談は有力な選択肢である。利用経験・当てなし層で、近隣トラブルにつき弁護士に相談した次の二つのケースは参考になる。まず、マンション内の近隣住民による騒音・悪臭を巡るトラブルで、政令指定都市在住の70歳代の男性（大卒、無職、世帯年収1,000万円以上）のケースである。まず自治体法律相談で相談し、自治会・マンション管理組合、弁護士会法律相談を経て2名の弁護士に相談している。弁護士は家族などの紹介によって知った。弁護士は3回警告書を送付し（管理組合からも送付）、若干改善されたが騒音・悪臭は続いている。弁護士は裁判所利用について消極的だったようである。「弁護士いわく『民事調停しても改善されるかは疑問で、またそんな借家人なら調停内容を守るとはいえない』」と自由記述欄に記載されている。相談料は約50万円。相談してよかったか、満足しているかについては「どちらともいえない」とする。本件は弁護士の当てがあるケースに分類してもよいかもしれない。社会的・経済的に恵まれた階層のケースと言える。もう一つのケースは、大卒、40歳代の専業主婦（世帯年収は1,000万円以上）で、東京23区内の賃貸マンションの階上住人の騒音のケースである。まず警察に相談し、2ヶ月後に弁護士に相談した上で、管理組合を通じて住人に警告を発してもらっている。書物とインターネットでも調べているが、法的な情報をおさえた上で、自ら対処するというのは合理的な行動として評価される。「解決に近づいている」としている。

近隣トラブルは一般的に数も多く、相談機関や警察に相談しても改善されない場合も少なくない。弁護士に相談しないケースが多い。弁護士を用いてもトラブルが解消されないことが多いとは思われるものの、警告書を発するという対応は一つの筋と評価されるべきである。委任しなくても弁護士や法律相談機関から情報を得る行動は合理的である。そのような行動が一般市民の間にもっと広がるのが、日本社会に「法の支配」を確立する上で必要だろう。弁護士を「社会生活上の医師」と表現した司法制度改革審議会（2001）がめざした日本社会はそのようなものであったはずだ。

最後に、経験・当てあり層であるが、弁護士に相談すべきだったと考えられる労災トラブルがある。東北地方の人口20万人以上の市在住の50歳代の派遣

社員の男性のケースである。ある年のx月に、仕事中に負傷、医師の診断は「全治6ヶ月」で休職して入院した。「実際には2ヶ月以上仕事に出ることができなかったので、その間の生活費を会社から借金し、現在も返済できない」。x+4月に「同僚にアドバイスされ労基に休業保障^(ママ)の件で相談に行き、労災と認定され、労災隠しでは、と大きな問題となり、すったもんだの末、会社が悪いようにはしないので任せてくれと言うので一任したところ、休業していた期間を短く申請されてしまった」。トラブルの相手方は地元の中小企業・個人商店であり、トラブルの経済価値は50~150万円とする。調査の直前には「自己都合で退職させられた」。トラブルの現状は「うやむやになっている」。

本件について相談したのは総合労働相談センター(労基署)であり、弁護士相談を考えたが、「身内だったので」相談しなかった。その趣旨は不明であるが、最初、トラブルが生じたことについて周囲の目が「非常に気になった」と回答している。法テラスへの相談も考えたが、「相談する方法がわからなかった」ため相談していない。相談した労基署については、「途中経過等の連絡が一切なく、とても不安だった」と書いている。

このケースは、弁護士の当てがあるものの、経済的な余裕はなく、周囲の目を気にしている。同僚の助言のおかげで労基署に相談したのは適切だったが、何らかの事情で正当な権利の主張と実現ができない結果となった可能性がある。弁護士による支援が必要な事案ではないか。

次に、第二類型の隣接法律専門職に相談したケースで、弁護士に相談した方がよかったと思われるケースとして三つが例として挙げられる。2件は相続トラブル、1件は職場での嫌がらせである。

前者のうち、東北地方の人口20万人以上の市在住の男性(50歳代、大卒)のケースでは、母親の相続をめぐって妹と意見が対立した。まず自治体法律相談に相談し、次に知人の行政書士に相談した。弁護士、司法書士、法テラスにも相談を考えたが、「重大ではない」と考えて相談しなかった。トラブルはまだ続いていて進展がない。行政書士に任せてよい案件ではないだろう⁶¹⁾。トラブルの金銭的価値は300~500万円である。この市が属する県は弁護士が少ない地域であるが、弁護士に相談してもよい案件と思われる。もう一つの相続案件は、北陸の20万人未満の市在住の50歳代の女性(高卒)の兄弟間のトラ

61) 受任すれば、弁護士法72条に違反する事案と解される。

ブル（「遺産相続放棄の書類を、知らない間に実の姉に書かされた」）で、最初に地元の合同経営会計事務所、続いて自治体法律相談に相談している。トラブルの金銭価値は150～300万円であり、弁護士に有料相談してもよい案件である。

後者の職場の嫌がらせのケースは、九州の町村在住の50歳代女性（高卒）で、パートタイム勤務先の会社における嫌がらせ事案である。友人の司法書士に電話・メールで相談（30分未満）。総合労働相談センターか弁護士への相談がなされてもよいケースである。大都市であれば、弁護士に相談し、当該企業と交渉することもハードルは高くないだろう。

依然として弁護士の数居は高いようで、特に、地方では、弁護士数が依然として少ないこともあり、隣接士業への相談が多い様子がうかがえる。この問題は、長年の弁護士数制限がもたらしている構造的問題であるが本格的に対策を考える必要がある。現在の弁護士法による規制が適切なのか、立法論として真剣に検討すべき段階に来ている⁶²⁾。隣接士業から弁護士へ、後者が対処すべき案件を適切に回付する仕組みを確立すべきである。現行の弁護士法による非弁規制を維持するのであれば、地方への弁護士供給が再び増加するレベルまで司法試験合格者数を再度増やす政策（濱野 2019a, 2020a）に転じるべきではないか。

第三類型の、業者に相談したケースの例としては、マンション賃借人（30歳代、政令指定都市在住の男性、中卒）の敷金返還（10～50万円）をめぐるトラブルがある。相談先は賃貸住宅管理・仲介会社で30分未満であり無料だった。敷金返還をめぐる典型的な事例であり、合理的な行動とも言えるが、法律相談による説明を受けてもよいケースであろう。

以上のように、経験・当てなし層で弁護士以外の相談機関に相談したケースの中には、弁護士に相談してもよいケース、相談すべきケースが含まれている。

これらのケースでは弁護士相談の必要性（有効性）を本人が認知することが難しく、身近な人とのやり取りを通じて弁護士相談を思いついたり、弁護士を紹介してもらうことが難しいケースが多い。したがって、弁護士や法律相談機

62) 宮川（2000）は、膨大な法サービス需要に対して合理的で適切に対応する社会全体のシステムを検討し構築しようとするとき、弁護士法72条が思考停止に陥らせる点を指摘しつつ、システム構築のための基本的視点を提示していた。

関以外の相談機関や隣接法律専門職における助言とやりとりが重要になる。

弁護士相談が必要（有効）なケースがこれらの機関に持ち込まれた時、適切な弁護士に確実につながれることが司法アクセスの拡充にとって重要であり、司法政策として追求すべき課題である。この点は、イングランドの実践例を参考に濱野（2001b: 65-68, 2006: 32-33）で指摘し、法テラスが発足する時、法務省も、法テラスの業務の一つとして、各種相談機関や司法機関の間のネットワークの構築を示していた（濱野 2006: 30）。これは法テラス構想の前身となった「司法ネット」の理念（黒川 2003: 43, 濱野 2006: 36-37）を継承したものであった。残念ながら、その後、この課題は法テラスの業務として正面からは取り上げられていない。司法ソーシャルワークの展開と並ぶ重要課題と位置づけて、スタッフ弁護士と職員が一体となって取り組むべきである。

5 専門機関に相談しなかったケースについて

弁護士利用経験・当てなし層で、専門機関への相談以外の行動をとったケースが69.0%、「何も行動はとらなかった」と回答したのが8.8%である。これらの中には、弁護士に相談してもよかったと思われるケースもある。たとえば次のような5件である。うち、2件は手術をめぐるトラブル、1件はインターネットによるプライバシー侵害、1件は相続トラブル、1件は交通事故トラブルである。

手術トラブルは、まず、政令指定都市在住の50歳代の男性（高専・短大卒）で、「手術前の説明に納得したが、術後、説明以外の症状が発生。発生後の診察した医師は、『大丈夫』と言ったが、その後に別の医師（教授）が^(ママ)、診察をたまたま受けたら、緊急に処置しなければならない状態だった。すぐに処置されなかったため後遺症が残ってしまった。その後の対応は、大学や大きな病院でありがちな説明のみでした」という案件である。弁護士利用は考えたが、「相手が大学病院だったから」相談しなかった。書籍とインターネットで調べている。一番望んでいたのは「説明と謝罪」だが、全く実現できないまま「うやむやになっている」。現状には「満足できない」。医療トラブルの典型例と考えられるが、弁護士にアプローチしてもよいケースかも知れない。医療ADRがあれば、その利用も有力な選択肢であろう。

もう一件は、近畿地方の政令指定都市在住の30歳代の女性（高専・短大卒）のケースで、「眼瞼下垂の手術を受けましたが、施行後にドライアイや瞼の違

和感を感じています。手術前の説明では、出血や縫合不全など合併症の説明を受けましたがそのような症状の説明はなかったため納得ができていません。術後、臉の違和感については個人差があると言われました」とする。弁護士相談は考えたが相談しなかった（理由は無回答）。このケースも弁護士相談や医療ADR利用をしてもよいかも知れない。

インターネットによるプライバシー侵害トラブルは、関東地方の人口20万人未満の市在住の40歳代の女性（高専・短大卒）のケースで、「会社の交友関係やプライベートな行動について、プライバシーの侵害ともいえる内容をインターネット上へ書き込みされた。会社の人事部がサイトをチェックしていた為、事実関係を確認された」とする。一番望んでいたことは、「プライバシーの侵害ともとれる内容が記載されているインターネット上の書き込みを削除すること」であるが、現状はうやむやのままで、満足できない。インターネットを利用して調べているが、弁護士相談は考えなかった（理由は無回答）。この種の事案は増えていると推測され、弁護士に相談してもよいケースであろう。適切な弁護士にたどりつけるかがポイントである⁶³⁾。

相続トラブルは、甲信越の人口20万人以上の市在住の30歳代の女性（高卒、世帯年収400～500万円）のケースで、父の死後、先妻の子が「相続の書類にサインせず」、手続きが停止、そのまま、約12年放置されている事案である。トラブルの金銭的価値は150～300万円とし、弁護士相談を考えたが相談せず（理由無回答）、司法書士への相談も考えたが、「相談する方法がわからなかった」から相談しなかったとする。法テラスへの相談は考えていない。弁護士に相談してもよい事案であろう。

63) インターネット上のプライバシー侵害ほかの不法行為への対応は、精通する弁護士の増加が期待されるとともに、被害対応のための制度を導入すべきである。潜在的ニーズの多さと迅速な対応の必要性から、弁護士のみが扱うビジネス・モデルが合理的か否かも検討の余地がある。弁護士資格のない者が行政書士や弁護士と連携しながらインターネット記事の削除代行をビジネスとして行っていたケースで、削除を依頼した者が、業者の営業は弁護士法72条違反であると主張して、支払った報酬の返還（不当利得の返還）と損害賠償を請求した事件の判決として東京地判平成29年2月29日判決（TKC法律情報データベース【文献番号】25539306）がある。弁護士法72条の解釈論とは別に、インターネット記事削除代行サービスを全て弁護士の独占法律事務とする政策判断が適切なのかについて、最も合理的なサービス提供体制とはなにかという観点からも検討すべきである。伝統的な行政ないし行政と連携した団体による対応システムも、行政による日本型管理システムの延長線上で容易に導入されやすいけれども、現実に被害者が利用しやすいものであるのかは注視する必要がある。

交通事故トラブルは、政令指定都市在住の40歳代男性(世帯年収1,000～1,500万円、高卒)のケース。「妻が車を運転していて赤信号のため交差点で停止していると後の車が停止せずにぶつかってきた。ぶつかってきた車の運転手は若い女性で、すぐにその方の保険担当の人がきて、保険にて対応いたしますので事故処理しないで下さいと言われて警察を呼ばずに車を修理に出し、代車を手配した。ここまではよかったのですが、この後の対応が保険屋となり、事務的な対応しかなく、車の修理代を立替えることになったり、話がスムーズにすすまなくなると保険会社の弁護士と言う人が代理人となり事故のことを知らない人が交渉相手となったため、話が通らずぶつけられた側が何の得(ママ)もないのにブレーキをふむタイミングをまちがってぶつかったみたいですか、渋滞で少しづつしかすすんでいなかったのにおかしな話が多かった。弁護士は被害者の立場をわかっていないなと思った」。調停を申し立てられ、既に終結している。弁護士相談を考えたが、「時間がかかりそうだったから」相談しなかった。最後の自由回答には、「事故を起こした本人が責任を取らないのはおかしいと思う。代理人が対応できていないのに被害者を何と思っているのか? 弁護士は信用できない」と記載されている。弁護士に相談して調停に臨んでもよかったと言える。

以上のように、経験・当てなし層で相談機関に相談しなかったケースの中には、弁護士に相談してもよかったのではないかと思われるケースが含まれている。医療トラブルは適切な弁護士にたどりつくのが難しい分野であるが、それだけに医療ADRの整備と精通弁護士の増加が望まれる。インターネットによる名誉毀損・プライバシー侵害などの不法行為事例は、深刻な被害を生むケースもあり、精通弁護士の増加とともに、迅速な対処を可能にする制度の導入が必要である⁶⁴⁾。その際はビジネスとしての合理的システムの構築という観点からの検討も不可欠である。膨大なニーズを効率的に満たす仕組みがビジネスとして実現するような制度設計が望まれる。司法アクセスの拡充にとって経済合理性は必須の観点である。相続のケースは、地方における弁護士数の少なさという文脈を考えるべき事案である。交通事故のケースは、わが国の保険会社

64) 総務省の対応については、ホームページ「インターネット上の誹謗中傷への対策」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html, 2021/09/29 アクセス)。

とその顧問弁護士による処理システムと民事調停の課題を示唆しているかもしれない。

6 ま と め

本章は、弁護士利用経験の有無と弁護士の当ての有無という2要因が弁護士相談率を実質的に規定している点につき、なぜ経験・当てなし層の弁護士相談率が低いのかという問いに答えるという形で分析した。まず、数量データの分析により、経験・当てなし層は、法律問題を認知する頻度、認知した場合に弁護士相談を考える頻度、実際に相談する頻度いずれも低く、弁護士相談率のみならず、法律相談3機関の相談率も低いことが明らかになった。このような現象を説明する既存の理論として、「法接触の社会組織」理論と、弁護士サービスの「信用財性・経験財性」理論を援用して説明を試みた。

しかしながら、前章までの数量データと記述データの分析とを総合すれば、2類型には、弁護士利用経験や弁護士の当ての有無以外の特質も関係していることが示唆される。すなわち、経験・当てなし層は、高額ケースであっても自治体担当部署や業者・業界団体への相談率が高いこと、インターネットで知った弁護士に相談した結果、不満があっても、諦めてしまっているケースがあることなどは、2類型に社会・経済的属性の点で偏りがある点を考慮すると、単に、弁護士相談の閾値が高いだけでなく、リソース（社会関係資本）とリテラシー（法制度と紛争処理に関する知識・理解力）の点での差異が2類型の違いに影響しているという仮説を導くことができる。数量データの分析は、2類型が、性別、年齢だけでなく、職業、個人所得を媒介して弁護士相談率に影響を与えていることを示唆しており、社会階層の差異が2類型という変数を通じて弁護士相談率に影響を与えていると解される。弁護士相談のレベルでの差異をもたらすのは、資力・経済力の格差そのものであるよりは、弁護士利用経験と当てを含む、より広い意味のリソースとリテラシーの格差ではないかという仮説である。利用経験の有無と当ての有無を中核として、それと連関度が高いが完全に一致するわけではない潜在的因子を想定し、それを弁護士相談率決定要因と呼ぶとすれば、これは、社会階層と結びついているリソースとリテラシーと連関している。この仮説によれば、利用経験と当てという変数は、弁護士相談率決定要因の代理変数として位置づけられる。

前記のように、利用経験・当てなし層でも、身近な人々の紹介で弁護士につ

なごったケースもあった。このことは、弁護士サービスの信用財性・経験財性によって理解できるとともに、利用経験と当ての有無それ自体が決定的に重要であるわけではないことを示唆している。弁護士相談率決定要因の解明と、それと弁護士委任率決定要因との関係の分析は今後の課題である。

なお、弁護士利用経験があつたり、相談できる弁護士の当てがあると弁護士へアクセスしやすいという点は、上記のように他国でも指摘されている普遍的な現象であるが、そのことは日本の現状が他国との間に差異がないことを意味するわけではない。とりわけ、長年弁護士数を制限し、また、弁護士数が依然として少ないというわが国の事情が重要な差異をもたらしていないかについて分析する課題が残っている。

次に、職業は個人所得に媒介されながら経験・当てという変数を經由して弁護士相談率に影響を与えていると解釈できるが、あわせて、直接的にも弁護士相談率に影響を与えていることが示唆される。他の変数を一定に保つても、常勤雇用で弁護士相談率が低い。これは、平日の昼間に時間的に余裕がないため弁護士相談率を低いと解釈できるかもしれない。そうであれば、法律事務所の業務を夜間や休日にも行うなどの対策が重要になる。

居住地も弁護士相談率に直接的な影響を持っている(モデル内の他の独立変数によって媒介されていない)ことが示唆された。東京・大阪の弁護士相談率の高さは、東京・大阪に特有の事情(モデルで独立変数として投入した変数以外の要因)に由来していることを示唆している。データからその要因を特定することはできないが、たとえば、大都市部の社会関係の特色が関係しているかもしれない。人間関係を考慮して弁護士相談を諦めるという地方に存在するパターンが東京・大阪ではあまり見られないかもしれない。あるいは、東京・大阪の弁護士密度が非常に高い点が固有の要因かもしれない。

経験・当てなし層の弁護士相談率を高める政策としては、人的ネットワークに弁護士を組み込む政策の重要性を指摘した。彼らが信用できる身近な人々や支援者と弁護士が「顔の見える関係」を作り、本人および身近な人・支援者の弁護士相談の閾値を下げる政策であり、司法ソーシャルワーク以外にも弁護士会や法テラスは意識的に推進すべきである。福祉を必要としていない人々や事業者、とりわけ中小零細企業の弁護士相談率を高める方策としても、彼らの人的ネットワークに弁護士を組み込む政策を弁護士会は積極的に展開すべき段階に来ているのではないかと思われる(佐藤ほか2021: 19-20 [濱野発言], 32 [小

澤発言]、33 [鈴木発言]）。

次に、法律相談3機関（自治体法律相談、法テラス、弁護士会法律相談）に経験・当てなし層を誘導する政策が必要である。経験・当てなし層にターゲットを絞った広報活動と、彼らが相談に訪れたときの対応上の工夫を自覚的に進めるべきである。そのうえで、その他の各種相談機関に訪れた人を、法律相談3機関や法律事務所、法テラスにつなぐ仕組みを確立する必要がある。特に自治体の担当部署（法律相談以外）は伝統的に行政の中立性の観念に縛られ（あるいは、それをエクスキューズとして）、弁護士や法律相談機関との連携には一般に消極的である。この点で法テラスの発足は画期的であった。自治体は法テラスを国の機関として、相談に来た人をつなぐ相手として位置づけやすい。法テラスは、自治体からの回付先として積極的に対応していることを自治体の職員にさらに周知徹底するべきである。さらに、自治体担当部署（法律相談以外）、総合労働相談コーナー、消費生活センターなどと、地域の弁護士会法律相談、司法書士会相談、個別の法律事務所とが、直接、連携ネットワークを形成できるように仲介する活動を法テラスは積極的に行うべきである（濱野 2006: 36-37）。総合法律支援法 30 条 1 項 10 号の「連携の確保・強化」業務はそのような活動を含んでいる。自治体に雇用される弁護士（インハウス、非常勤を含む）を増やし、彼らの業務の一つとして連携ネットワーク構築を推進する役割を位置づけることも重要である。

隣接法律専門職の問題も早急に対応する必要がある。非弁活動の範囲を明確化して予測可能性を高め、かつ、非弁提携にならない形での弁護士と隣接法律専門職の連携の仕組みを開発し、制度化すべきである。

より根本的には、司法制度改革において先送りされた論点である弁護士法 72 条および 27 条による現行の規制システムの合理性・適切性について、司法アクセス政策の観点から検討する時期に来ている⁶⁵⁾。それを踏まえた解釈論

65) 現在の弁護士法は、クラウド、IT・AI 技術が急速に進化している状況にも対応できておらず、法務サービス分野における革新の妨げになっている可能性がある。潜在的な法サービス・ニーズの顕在化を妨げているだけでなく、福祉や資産運用など他分野のサービスとの連携、融合、総合化の支障にもなっているのではないか。たとえば、高齢者を総合的に支援するサービスは IT を用いたエイジテックと呼ばれる分野として注目を集めているが、弁護士法による規制が立ちはだかつて関係企業の試行錯誤と価値創出を妨げているのではないか。より広くリーガル・テック（IT による法務支援）と弁護士法の関係について松尾（2019）、石田（2020）参照。

と立法論を構築するべきである。

最後に、経験・当てなし層にとって、インターネットの重要性が明らかになった。その情報の質の確保がきわめて重要であり、弁護士倫理の観点から実態を踏まえた検討が必要である。また、経験・当てなし層がインターネット情報を利用する場合に、信用財性・経験財性に由来して、身近な人や自治体などの機関が支援しないと適切に活用しにくいと考えられる。この点を考慮した支援の必要性を関係者は念頭に置くべきである。

Ⅶ む す び

本稿は、弁護士アクセスの最初の局面である弁護士相談の規定要因を、経験的データに基づいて分析し、弁護士の利用経験の有無と当ての有無が弁護士相談率に直接影響を与えていることを示した。この分析の前提にあるのは、トラブル対処方法として弁護士への依頼(委任)が一般的に望ましいという想定ではなく、トラブル対処方法を検討する際、正確な法的情報を入手して様々な選択肢を熟慮すべきであるという想定である。弁護士相談率が低いトラブル類型である商品・サービストラブル、職場トラブル、近隣トラブルであっても、法律問題を全く含まないトラブルは少ない。少額トラブルであっても同じである。正確な法律情報を入手するには、トラブルの特質に対応した適切な法律専門家の助言を得る必要がある。

適切な法律専門家の第一の候補は弁護士・法律事務所である。もちろん情報入手に要するコストと当該トラブルの経済的価値との比較考量も無視しえないが、法律相談(無料あるいは30分5千円程度)の最小コストは大部分のトラブルにとって必要経費レベルである。むしろ、弁護士に相談した経験は、その後のトラブル処理にあたって大きな財産になることを、利用経験が弁護士相談率を規定しているという本研究の成果が示唆している。

法律相談3機関(自治体法律相談、法テラス、弁護士会法律相談)も最初の相談先として有力ではあるが、本稿が示したように、経験・当てなし層の3機関の利用率は低い。インターネット情報が容易に利用できる今日、3機関と一般の法律事務所のいずれが最初の相談先として適格なのかは経験的データに基づいて分析されるべきである。

トラブル類型によっては、一般の弁護士以上に専門的知識・経験を有する相

談機関が存在する。総合労働相談コーナーや消費生活センターがその有力な候補である。しかし、現実には、それらと弁護士のいずれが最初の相談先として適切なのかは経験的データによって分析されるべき事柄である。本稿で示した個別エピソードは、いずれが最初の相談先として適切かについて慎重に分析する必要を示唆している。行政による各種相談機関とそこでの実務は、長年続いた「小さな司法」の産物という要素がある。弁護士数増加という条件に対応した最も適切なアクセス・ポイントの構築という政策的視点が必要になっている。

本稿では、経験・当てなし層の弁護士相談率を高める個別の方策を提言した。しかしながら、経験・当てなし層が全人口の多数を占めているという状況が根底にあることに鑑みれば、経験・当てなし層が弁護士相談を認知する閾値の高さは、現状のままでは容易に改善できない。弁護士人口の一層の増加が必要である。弁護士増によって利用経験のある人々が増え、そのような人々が身近な人の間に増えることが最初の相談先として弁護士が利用される確率を高めることになる。

弁護士は、弁護士法 72 条により、法律事務の独占を刑事罰によって担保されている。司法制度改革審議会意見書は、「司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である」とし、「実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるもの」であると述べた（司法制度改革審議会 2001: Ⅲ, 第 1, 1.）⁶⁶⁾。しかしながら、現状は、弁護士会の政治的な発言力、経済界の弁護士増への関心の喪失、マスメディアの短絡的反応を背景とする政府の政策変更によって、再び、法曹人口を人為的に制限する体制に戻ってしまった。司法試験合格者数は一度低い水準に下げると、弁護士の受給状況が変化しても、わが国の合格者決定メカニズムのもとでは迅速に対応できない。司法試験合格者数の引き上げは既存の弁護士にとって脅威なので、その多数は支持しないだろう。司法研修所修了者から判事補、検事に任官する者の質と量が確保されている限り、最高裁、法務省は合格者増に利害関心を持つインセンティブに乏しい⁶⁷⁾。

66) 現行の司法試験合格者数決定制度と弁護士法 72 条による業務独占規制は、憲法問題（職業選択の自由）としても、あらためて真剣に議論すべきである。

司法制度改革審議会意見書には、弁護士法72条について、「少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。」と記されていたが、結局、弁護士法72条問題は先送りされた(田中2016:77)。平成22年の最高裁決定によっても予測可能性の確保は実現しておらず、立法による対処が必要である⁶⁸⁾。今日、この問題を取り上げて検討すべき状況にある。

現行弁護士法による法律事務の独占体制を維持するのであれば、わが国の市民・企業・その他の団体・国と自治体の弁護士ニーズを満たす水準の弁護士供給が実現しているのかが問われなければならない。司法試験合格者数水準の決定手続に消費者の利害が適切に反映される制度の導入も検討すべきである。弁護士法72条による規制対象の範囲と態様の予測可能性が低いまま改善されず、司法試験合格者数も当初の水準は実現せず、再びかなり低い水準で固定し続ける現状は、二重の意味で司法制度改革審議会意見書の提言を踏みにじっていると言わざるをえない。

経験と当ての有無という要因が規定する弁護士相談率の格差は、職業、個人年収、居住地という社会経済的要因と連関していることを本研究は示している。弁護士アクセスの格差は、深刻化する日本社会の格差問題の一側面であることを司法関係者は認識し、司法制度改革が目指した社会の実現に、あらためて、取り組まなければならない。

67) 1980年代に司法試験合格者数の増加に向けて法務省が動き始めたのは、外国弁護士受け入れ問題への対応において、当時の渉外法律事務所の経営者弁護士の利害関心と、検事任官者の慢性的不足に悩んでいた法務省と、渉外法律事務所に判事補任官適任者を奪われていた最高裁判所事務総局の利害関心が一致したことも関係している(Hamano 1998: 318-319)。同様の現象が発生しないと、最高裁、法務省はアクションを起こさないかもしれない。そうであれば、司法制度改革以前の状況に戻ってしまったと言える。ただし、近年、いわゆる5大法律事務所が予備試験合格者の青田刈りを展開するなどにより、最高裁、法務省にとって判事補・検事任官候補者を奪われている状況にあるかもしれない。新規登録弁護士の5大法律事務所への就職率は72期で17%とされている(フットほか2021)。1980年代の再現であれば、司法試験合格者数を再び増やす契機となりえる。予備試験によって法曹の養成・供給過程の制御に成功しつつある法務省には、より広い視野で、「国民が必要とする質と量の法曹」を確保し、向上させる政策に舵を切ることを期待したい。

68) 前出注52参照。弁護士法72条は、英米流のmediationのように非法律家が担うADRを日本に普及させる試みを阻害する結果をももたらしている。この点からも改正を検討する必要がある。

【文 献】

- 甘利俊一 = 狩野 裕 = 佐藤俊哉 = 松山 裕 = 竹内 啓 = 石黒真木夫 (2002) 『多変量解析の展開——隠れた構造と因果を推理する』岩波書店.
- Balafoutas, Loukas and Rudolf Kerschbamer (2020) “Credence goods in the literature: What the past fifteen years have taught us about fraud, incentives, and the role of institutions,” *Journal of Behavioral and Experimental Finance*, Vol. 26, pp. 1-15.
- Cohen, Jacob (1988) *Statistical Power Analysis for the Behavioral Science, 2nd edition*, Lawrence Erlbaum Associates.
- Darby, Michael R. and Edi Karni (1973) “Free Competition and the Optimal Amount of Fraud,” *Journal of Law and Economics*, Vol. 16, pp. 67-88.
- 遠藤直哉編著 (2019) 『新弁護士業務論 警備業・不動産業・隣接士業との提携——違法駐車取締から AI 法務まで——』信山社.
- フット, ダニエル・H = 伊藤ゆみ子 = 片山直也 = 坂井秀行 = 末吉 互 = 村上祐亮 = 渡邊嗣道 (座談会) (2021) 「弁護士の専門化と国際化の現状と課題」法の支配 200 号 87-143 頁 (伊藤ゆみ子発言 103 頁).
- 南風原朝和 (2002) 『心理統計学の基礎——統合的理解のために』有斐閣.
- Hamano, Ryo (1998) “Japanese Lawyers in Transition,” 立教法学 49 号 325-306 頁.
- 濱野 亮 (2004) 「日本型紛争管理システムと ADR 論議」早川吉尚 = 山田 文 = 濱野 亮編著『ADR の基本的視座』不磨書房, 41-59 頁.
- (2001a) 「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設——法律相談システム統合化の側面を中心に—— (1)」立教法学 58 号 21-82 頁.
- (2001b) 「同 (2・完)」立教法学 59 号 45-158 頁.
- (2006) 「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」ジュリスト 1305 号 29-37 頁.
- (2009a) 「民事司法過程の法社会学——企画趣旨説明」法社会学 70 号 1-12 頁.
- (2009b) 「弁護士へのアクセスの現状と課題」太田勝造 = ダニエル・H・フット = 濱野 亮 = 村山眞維編『法社会学の新世代』有斐閣, 68-97 頁.
- (2016) 「司法ソーシャルワークによる総合的支援」立教法学 93 号 154-194 頁.
- (2018a) 「弁護士急増の司法アクセス政策上の意義——法律事務所分布への影響を中心に」立教法学 97 号 252(47)-214(85)頁.

- (2018b)「司法アクセスに関する論点」立教法学 98号 93(228)-144(177)頁.
- (2019)「弁護士急増がもたらしているもの——弁護士の地理的分布への影響を中心に」ダニエル・H・フット=濱野 亮=太田勝造編『法の経験的社会科学の確立に向けて——村山真維先生古稀記念』信山社, 107-132頁.
- (2020a)「弁護士増加政策の効果と限界——弁護士分布の地域格差への影響——」立教法学 101号 154-248頁.
- (2020b)「超高齢社会における司法アクセス問題——構造と変革:司法ソーシャルワークと権利擁護支援のための地域連携ネットワークを手がかりに」立教法学 103号 129-184頁.
- (2022)「日本の法システム——特徴と変動」法と社会研究 7号.
- (近刊)「弁護士相談の規定要因」佐藤岩夫=阿部昌樹=太田勝造編『現代日本の紛争過程と司法政策——民事紛争全国調査 2016-2020』東京大学出版会.
- 長谷部由紀子 (2004)「弁護士制度改革の理論的評価と今後の課題」ジュリスト 1272号 56-62頁.
- 橋場典子 (2021)『社会的排除と法システム』北海道大学出版会.
- 廣田尚久 (2006)『紛争解決学(新版増補)』信山社.
- 星野崇宏 (2009)『調査観察データの統計科学——因果推論・選択バイアス・データ融合』岩波書店.
- Hosmer, Jr., David W., Stanley Lemeshow & Rodney X. Sturdivant (2013 = 2017)『データ解析のためのロジスティック回帰モデル』(宮岡悦良監訳, 早川 有 = 川崎洋平 = 下川朝有訳) 共立出版.
- 法務省 (2003)「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第 72 条の関係について」司法制度改革推進本部法曹制度検討会第 24 回会合配布資料 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24siryou_list.html, 2021/08/30 アクセス).
- 石田京子 (2020)「リーガルテックと弁護士法 72 条をめぐる考察」ビジネス法務 2020 年 10 月号 29-33 頁.
- 小山太士 (2011)「弁護士資格等がない者らが, ビルの所有者から委託を受けて, そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行った行為について, 弁護士法 72 条違反の罪が成立するとされた事例」研修 762 号 25-38 頁.
- 黒川広務 (2003)「司法ネット構想について」自由と正義 54 巻 9 号 38-46 頁.
- 松村良之=村山真維編 (2010)『法意識と紛争行動』東京大学出版会.
- 松尾 剛 (2019)「リーガル・テックと弁護士法に関する考察」情報ネットワーク・ローレビュー 18 巻 1-23 頁.

- メイヒュー, L. = A.J. リース (1969 = 1976) 「法接触と社会組織」(村山眞維訳), 石村善助 = 六本佳平編『法社会学教材』東京大学出版会, 52-70 頁.
- 三浦 透 (2013) 「弁護士資格等がない者らが, ビルの所有者から委託を受けて, そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行った行為について, 弁護士法 72 条違反の罪が成立するとされた事例」法曹会編『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成 22 年度』法曹会, 116-156 頁.
- 宮川光治 (1984) 「法律事務独占の今日的課題——プラクティスの改革と非弁問題の再検討」自由と正義 35 巻 2 号 7-19 頁.
- (2000) 「弁護士とその業務のあり方」ジュリスト 1170 号 98-100 頁.
- 村山眞維 (2009) 「わが国における弁護士利用パターンの特徴」法社会学 70 号 23-46 頁.
- 村山眞維 = 濱野 亮 (2019) 『法社会学 (第 3 版)』有斐閣.
- 村山眞維 = 松村良之編 (2006) 『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター.
- Nelson, Phillip (1970) “Information and Consumer Behavior,” *Journal of Political Economy*, Vol. 78, pp. 311-329.
- 日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会編 (1988) 『日本の法律事務所——弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書』ぎょうせい.
- 日本弁護士連合会調査室編著 (2019) 『条解弁護士法 第 5 版』弘文堂.
- 大久保街亜 = 岡田謙介 (2012) [2020 = 第 8 刷] 『伝えるための心理統計——効果量・信頼区間・検定力』勁草書房.
- 大野正男 (1972) 「弁護士の職業的苦悩——非弁護士活動に関する二つの判決に触れて」判例タイムズ 269 号 2-12 頁.
- 太田勝造 (2001) 「消費者契約とゲーム論——消費者取引秩序は自生的に創発しうるか?」ジュリスト 1200 号 159-164 頁.
- Pearl, Judea, Madelyn Glymour & Nicholas P. Jewell (2016 = 2019) 『入門統計的因果推論』(落海浩訳) 朝倉書店.
- Pedhazur, Elazar J. U. (1997) *Multiple Regression in Behavioral Research: Explanation and Prediction*, Third Edition, Harcourt Brace College Publishers.
- Pistor, Katharina (2019) *How the Law Creates Wealth and Inequality*, Princeton University Press.
- 六本佳平 (1971) 『民事紛争の法的解決』岩波書店.
- Sandefur, Rebecca L. (2012) “Money isn’t everything: understanding moderate income households’ use of lawyers’ services,” in Michael Trebilcock, Anthony Duggan and Lorne Sossin (eds.), *Middle Income Access to Justice*, University of

Toronto Press, pp. 222-45.

佐藤岩夫 (1998) 「法化論の展開と課題」日本法社会学編『法社会学の新地平』有斐閣, 34-44 頁.

—— (2017) 「ニーズ顕在化の視点から見た地域連携ネットワーク——「法的ニーズ」概念の理論的再構成をかねて」日弁連法務研究財団編『法と実務』12 巻, 商事法務, 141-159 頁.

佐藤岩夫 = 小澤恵二 = 片岡詳子 = 小林美和 = 鈴木克昌 = 濱野 亮 (座談会) (2021) 「弁護士の活動領域の拡大とその課題」法の支配 200 号 6-38 頁 (濱野亮発言 19-20, 小澤恵二発言 32, 鈴木克昌発言 33).

佐藤岩夫 = 高橋 裕 = 飯田 高 (2021) 『「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの目的と方法』(CJRP Discussion Paper Series) (<https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/research.html>, 2021/08/06 アクセス).

司法制度改革審議会 (2001) 『司法制度改革審議会意見書——21 世紀の日本を支える司法制度——』(<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>, 2021/08/09 アクセス).

司法制度改革推進本部事務局 (2003) 「法曹制度検討会第 24 回議事録」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24gijiroku.html>, 2021/08/30 アクセス).

高中正彦 (2020) 『弁護士法概説 第 5 版』三省堂.

高中正彦 = 石田京子編 (2020) 『新時代の弁護士倫理』有斐閣.

竹内 啓 (2002) 「多変量解析の新しい方向」甘利俊一 = 狩野 裕 = 佐藤俊哉 = 松山裕 = 竹内 啓 = 石黒真木夫『多変量解析の展開——隠れた構造と因果を推理する』岩波書店, v-xi.

田中成明 (2016) 「今次司法制度改革と『法の支配』」法の支配 180 号 69-79 頁.

太郎丸 博 (2005) 『人文・社会科学のためのカテゴリカル・データ解析入門』ナカニシヤ出版.

遠山信一郎 (2009) 「弁護士法 72 条の事件性を巡る問題——新しい法曹養成制度の視座から」自由と正義 60 巻 11 号 101-108 頁.

豊田秀樹編著 (2009) (2014 = 第 3 刷) 『検定力分析入門——R で学ぶ最新データ解析』東京図書.

筒井淳也 (2019) 「計量社会学と因果推論：観察データに基づいた社会の理解に向けて」理論と方法 34 巻 1 号 35-46 頁.

筒井淳也 = 前田泰樹 (2017) 『社会学入門——社会とのかかわり方』有斐閣.

内田 治 (2016) 『SPSS によるロジスティック回帰分析 [第 2 版]』オーム社.

吉田寿夫 (2018) 『本当にわかりやすいすごく大切なことが書いてあるちょっと進

んだ心に関わる統計的研究法の本 Ⅲ』北大路書房。

吉田寿夫 = 村井潤一郎（2021）「心理学的研究における重回帰分析の適用に関わる諸問題」心理学研究 2021 年（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpsy/advpub/0/advpub_92.19226/_article/-char/ja/, 2021/06/20 アクセス）。

吉岡すすか（2013）『法的支援ネットワーク——地域滞在型調査による考察』信山社。

※ 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（基盤研究（S），2016 年度～2020 年度，課題番号：16H06321，研究代表者：佐藤岩夫）の支援を受けた研究の成果の一部である。